

瀬谷区防災計画 ～風水害対策編～



瀬谷区風水害対策検討委員会

発刊にあたり

私たちのまち瀬谷区は、相沢川、和泉川、阿久和川、大門川、境川と5本の川が流れており、また水と親しめる親水拠点がある水と緑があふれる区です。

その河川もひとたび豪雨に襲われると、溢水などの被害をもたらすといった危険な側面もあわせ持っています。

この度、瀬谷区ではこうした風水害に対してあらかじめ計画を定め、瀬谷区における危機管理体制の充実・強化を図り、区民の安全・安心できる生活を守ることを目的に、「瀬谷区防災計画～風水害対策編～」を策定しました。策定にあたっては各専門分野に精通している方や瀬谷区連合町内会自治会連絡会の方に委員となっていただきました。

本計画には、風水害に対する基礎知識に加え、区民の皆様にも、平常時から備えていただきたい対策や情報の入手方法についても記載してあります。また、近年の局地的な豪雨について、そのデータと対策を盛り込んでおります。

今後とも区民の皆様と一緒に風水害対策を含めた地域防災力の向上を推進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

平成21年3月

瀬谷区風水害対策検討委員会 委員長 関 寛

(瀬谷区長)

目次

第1部 総則

第1章 計画の方針

- 1 計画の目的と目標 1
- 2 計画の策定の考え方 1
- 3 瀬谷区の概況 1

第2章 災害の想定

- 1 想定 of 基準 5
- 2 被害の発生が予測される区域の状況 7

第2部 予防計画（事前対策）

第1章 瀬谷区防災対策連絡協議会

- 1 設立の目的 9
- 2 役割 9
- 3 構成員 9

第2章 瀬谷区の水害対策

- 1 雨水排水（下水道）対策 10
- 2 がけ崩れ災害予防対策 13

第3章 瀬谷区洪水ハザードマップ

- 1 実態把握 ～区民意識調査報告書等～ 16
- 2 瀬谷区ハザードマップの特徴 18
- 3 ハザードマップ増刷 18

第4章 洪水時避難所及び防災備蓄

- 1 避難所の指定 20

2	水防用資機材の整備	2 1
3	区役所活動用資機材の整備	2 2
4	消防活動用資機材の整備	2 2
5	医療活動用資機材の整備	2 3
6	地域防災拠点の備蓄	2 3
第5章 風水害情報		
1	災害情報の収集・伝達	2 5
2	水位情報の種類	2 6
3	瀬谷区に関する情報の提供	2 8
4	その他の情報の提供	3 0
第6章 親水拠点		
1	親水拠点の現状	3 2
2	局地的な集中豪雨に対する注意喚起	3 3
3	親水拠点パトロール	3 4
第7章 要援護者対策		
1	地域防災拠点の役割	3 5
2	「瀬谷区地域福祉保健計画」の策定	3 5
3	「まちの防災知恵袋事業」の取り組み	3 6
4	今後の課題	4 1
第8章 地域防災力の強化		
1	地域防災力の必要性	4 3
2	水防訓練（避難訓練・情報受伝達訓練、図上訓練）	4 4
第9章 区民の役割		
1	平常時の対策	4 6
2	災害時の対策	4 8

第10章	瀬谷区災害ボランティアネットワーク	
1	救援ボランティアへの対応	5 0
2	災ボラの体制、平常時の活動	5 0
3	他区との連携	5 1
4	ボランティアの受入れ	5 1

第3部 災害時の対応（応急時災害対策）

第1章 瀬谷区災害対策配備体制

1	防災組織体制	5 3
2	災害対策警戒本部	5 4
3	災害対策本部	6 1

第2章 各班の役割

1	指揮支援班（班長：総務課長）	6 6
2	庶務班（班長：庶務係長）	6 6
3	情報班（班長：区政推進課長）	6 6
4	被害調査班（班長：学校支援・連携担当課長）	6 7
5	物資班（班長：税務課長）	6 7
6	輸送班（班長：保険年金課長）	6 8
7	避難班（班長：地域振興課長）	6 8
8	拠点班（班長：税務課担当課長）	6 8
9	援護班（班長：高齢者・障害課長）	6 9
10	医療調整班（班長：福祉保健課長）	6 9
11	衛生班（班長：生活衛生課長）	6 9
12	ボランティア班（班長：こども家庭支援課長）	7 0
13	諸証明班（班長：戸籍課長）	7 0
14	土木事務所地区隊（班長：土木事務所副所長）	7 1

第3章	関係機関との連携体制	
1	瀬谷消防署との連携	7 5
2	相模原土木事務所との連携	7 6
3	瀬谷警察署との連携	7 6
4	ライフライン関係機関との連携	7 7
第4章	避難勧告等の発令	
1	避難勧告等の発令基準	7 9
2	瀬谷区民に求める行動	8 0
3	避難勧告等の発令の手順	8 1
第5章	災害応急活動	
1	水防活動	8 3
2	がけ崩れ災害応急活動	8 3
第4部	その他の災害対応	
第1章	雪害対策	
1	想定される災害	8 5
2	雪害対策の体系	8 5
3	事前対策	8 6
4	応急対策	8 6

別添：瀬谷区洪水ハザードマップ

※ 発行年月は平成21年3月ですが、機構等の編成に伴う記述は、わかりやすくするため平成21年4月時点に合わせています。

第1部 総則

第1章 計画の方針

1 計画の目的と目標

瀬谷区防災計画「風水害対策編」（以下「本計画」という。）は、瀬谷区役所、消防、警察等の防災機関が、区民及び自治会等と協働し、区域における風水害の予防、応急対策及び復旧対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし「被害を出さない地域・社会の実現」を目標としています。

2 計画の策定の考え方

本計画は、区の実情や地域特性等を踏まえ、次の項目に配慮して「瀬谷区風水害対策検討委員会」が策定します。

また、必要があると判断したときは修正します。

- ① 横浜市防災計画「風水害対策編」を基本とします。
- ② 区災害（警戒）対策本部の応急対策を中心とします。
- ③ 行政・地域の役割を明確にし、区民の視点から見た計画とします。

3 瀬谷区の概況

（1）自然的条件

ア 位置及び面積

瀬谷区は、横浜市の最西部に位置し、東は旭区、南は泉区、西は大和市そして北は緑区と町田市に接し、南北の最長 7.7 km、東西の最長 4.3 km となっており、南北に細長く広がり、標高は最高海拔が 92.8m、最低海拔 36.9m と高低差が 55.9m と大きく面積は約 17.11k m²で、市の面積の約 3.9%を占めています。

イ 地形・地質・河川等

瀬谷区は、境川水系の流域に属し、大部分が境川に沿って南北に延びる「相模原大地と呼ばれる砂礫台地、段丘に位置しています。東の区界は「多摩丘陵」と「相模原台地」とが接する武相境の尾根筋にあり、分水界となっております。

地形的構成は、「原」と呼ばれる平坦な台地と川とに沿って延びる谷戸低地とそれらと区分する段丘崖からなっています。

地質的には、相模原れき層の上に、上層から黒土、立川ローム層、武蔵野ローム層からなる関東ローム層により構成されています。

また、境川、和泉川、相沢川、阿久和川、大門川の5つの河川が流れており、区民が水と触れ合うことを目的に水路等を整備し、周辺の景観や地域の特徴を生かした親水拠点が5箇所あります。（P 32「親水拠点の現状」参照）

（2）社会的条件

ア 人口及び世帯等

（ア）区民

瀬谷区の人口及び世帯数は、平成20年11月1日現在126,797人（男62,839人、女63,958人）、49,497世帯で、市人口の約3.5%を占め、人口密度は1km²あたり7,411.0人です。

年齢階層別人口では、平成20年9月30日現在、15歳未満は、約18,943人で14.8%、65歳以上の高齢者は26,534人で20.7%高年齢化の傾向を示しています。

また、昼夜間人口比率は77.2%と夜間人口の方が多くなっています。（平成17年調査国勢調査より）

(イ) その他

土地利用の状況は、市街化区域は約 11.8 km²、市街化調整区域は 5.4 km²となっており、市街化区域の割合は区域全体の 68.6%となっています。

市全体と比較すると瀬谷区は畑、森などオープンスペースである市街化調整区域の割合が大きくなっています。

土地利用の主な特徴は、以下のとおりであり、北部に東名高速道路、旧国道 16 号、国道 246 号、大和バイパスなどの広域幹線が集中する内陸型の工業地域があります。境川に並行する旧鎌倉街道に沿った土地には、市街化調整区域が広がり、上瀬谷通信施設などがありますが、大半は農地や空き地になっています。また、中心部は、相鉄線と 2 本の幹線道に沿って開かれた住宅を主とした帯状の市街地ゾーンとなっており、区役所、公会堂、土木事務所、警察署などの行政機関や区民利用施設並びに三ツ境駅や瀬谷駅が立地しています。

区内には、多くの名所・旧跡や名木・古木などが数多く残っています。

イ 交通

(ア) 鉄道

区内には、区の中央部を東西に走る相模鉄道（三ツ境駅、瀬谷駅）があります。

(イ) 道路

区内の道路延長は 299.627 kmであり、国道 0.78 km、県道 16.904

km、市道が 280.562 km、この他、有料道路が 1.381 km となっています。区の中心部を東西方向に「主要地方道丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）」と「主要地方道横浜厚木線（厚木街道）」が、南北方向に「環状 4 号線」の広域幹線道路が整備されています。また、南北方向には道幅の狭い「県道瀬谷柏尾線」と「県道阿久和鎌倉線」が通過しています。

（ウ） 橋梁

区内の主な道路橋梁数は、以下の通りです。

- ・川をまたぐ道路橋梁数 66 橋
- ・鉄道をまたぐ道路橋梁数 6 橋
- ・東名高速道路をまたぐ橋数 5 橋

ウ 重要施設等

（ア） 駅舎施設

相模鉄道の三ツ境駅、瀬谷駅の一日乗降客数平均は、三ツ境駅で 61,372 人、瀬谷駅で、42,400 人です。（19 年度）

（イ） 米軍施設・自衛隊施設

在日米軍施設としては、「上瀬谷通信施設」があり、約 242ha（国有地：約 110ha、民公有地：約 133ha）のうち、瀬谷区北町、瀬谷町が、その一部として該当しています。

第2章 災害の想定

1 想定基準

横浜市防災計画「風水害対策編」（以下「市防災計画」という）に基づき、過去において本土を襲った最大級の台風、すなわち伊勢湾台風級の大型台風が関東地方に上陸した場合を想定基準とします。

また、想定される災害は、浸水（洪水、滞水）、がけ崩れとします。

なお、これまでの雪害による被害等を踏まえ、迅速かつ的確な対応を図るため、その他の後段に雪害対策を定めます。

【伊勢湾台風の規模等】

1 規模

- (1) 台風の暴風半径 (25m/s) 350km
- (2) 中心示度929.5hPs (ただし、上陸時945hPs)
- (3) 最大風速37m/s (最大瞬間55m/s)
- (4) 総雨量200mm
- (5) 速度毎時40km

2 暴風雨時間

約19時間

3 中心通過時期

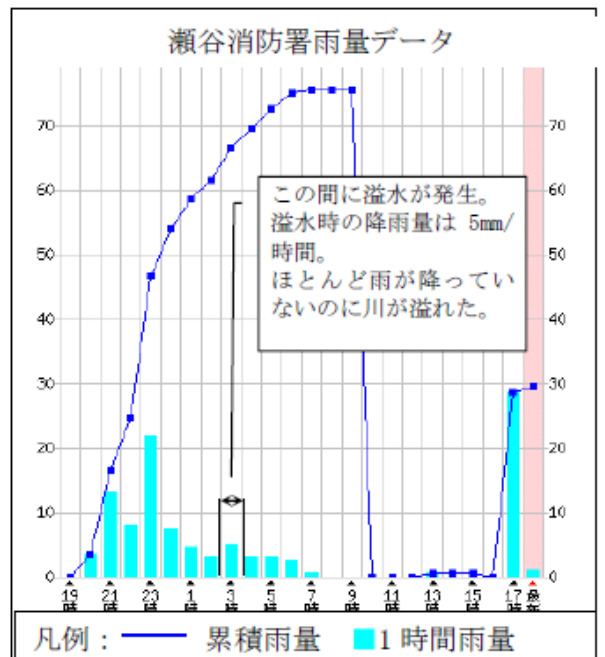
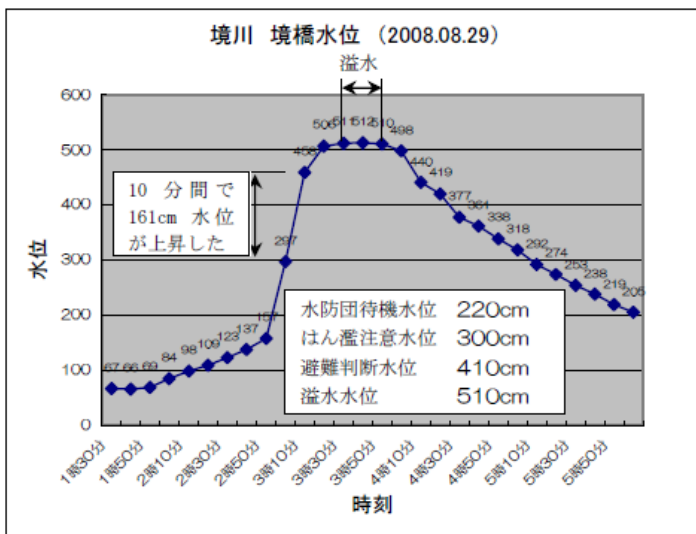
大潮の満潮時とする。

更に、近年、地球温暖化やヒートアイランド現象に伴う影響などともいわれている局地的に短時間で従来にない極めて大きい降雨強度を特徴と、いわゆる「ゲリラ豪雨」が発生しています。この局地的集中豪雨の発生により、国内においては水難事故や浸水被害が多発しており、都市河川においても極めて短時間の急激な増水に伴い発生する事故を未然に防止するための取り組みが改めて求められています。瀬谷区においても、従来の取り組みを確実に実施するだけでなく、驚異的な自然現象の変化や動向に対し

て、関係機関と連携を強化するなどして、臨機応変で着実な取り組みを実施していきます。

【短時間の河川水上昇事例（平成20年8月29日境川境橋）】

下記グラフは平成20年8月29日に18年ぶりに境川が溢水した時点の水位上昇グラフとそのときの瀬谷消防署雨量データです。注目すべきところは、水位が急上昇して溢水にいたる午前3～4時の区内降水量は3～5mm/時間しかありませんでした。区内でほとんど雨が降っていないにもかかわらず溢水した状況であったことです。境川の上流域での状況としては、午前1～2時に相模原市東部付近で約100mm/時間（気象レーダーの解析雨量）の雨が降っており、境川がはん濫し、952世帯に避難勧告が発令されました。また、町田市では115mm/時間（東京都雨量計観測値）の降雨がありました。



※ ゲリラ豪雨
 マスメディアによる用語で明確な定義はないが、既に市民に認知され市民にとって分かり易い用語であることから本計画では使用します。

2 被害の発生が予測される区域の状況

(1) 災害警戒区域

災害警戒区域の想定は、市民が住んでいる地域の災害に関する認識を深め、災害に対する予防措置を講ずることに資するとともに、台風等の来襲に際し、防災関係機関が警戒すべき区域の状況等を迅速に把握し、その状況等に応じて効果的に警戒活動を実施するために行うものです。

災害警戒区域は、想定基準及び主管局の事業推進状況に基づき、環境創造局、港湾局及びまちづくり調整局等の主管局長が関係局長と協議のうえ想定します。ただし、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、県知事が指定します。

【災害警戒区域の指定状況】

(平成19年4月現在)

行政区	浸水(洪水・帯水)警戒区域 ※1	高潮警戒区域 ※2	がけ崩れ警戒区域 ※3	土砂災害警戒区域 ※4 (土砂災害特別警戒区域 ※5)	急傾斜地崩壊危険区域 ※6			
					整備済	工事中	未着工	計
瀬谷区	4区域	0区域	1区域	0(0)	2	0	0	2

※1 浸水(洪水・帯水)警戒区域

浸水(洪水・帯水)警戒区域は、おおむね時間雨量50mm以上の降雨があった場合に浸水するおそれがある区域

※2 高潮警戒区域

高潮警戒区域は、高潮により海岸線に沿った護岸や河川などからの浸水が予想される区域

※3 がけ崩れ警戒区域

がけの形状、土質、崩壊経歴及び家屋等の近接状況等に関して、総合的な判断を加え、台風や集中豪雨等の原因によって、がけ崩れが発生するおそれがあると予想される区域。ただし急傾斜地崩壊危険区域は除く。

※4 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域は、神奈川県知事が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、指定する土砂災害のおそれのある区域

※5 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域は、神奈川県知事が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、指定する土砂災害により、著しい危害が生じるおそれのある区域

※6 急傾斜地崩壊危険区域

ア 崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度30度以上で高さが5m以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者に危害が生ずるおそれがあるもの。

イ アに近接する土地のうち、当該傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域。

(2) その他の区域

災害警戒区域以外の区域であっても、別添の瀬谷区洪水ハザードマップで示すように、浸水想定区域や浸水のおそれがある区域など、被害の発生が予測される区域があります。



第2部 予防計画（事前対策）

第1章 瀬谷区防災対策連絡協議会

1 設立の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災の後、平成7年3月に設置しました。区民、企業、行政が日ごろから連携し、地震、風水害その他の災害から区民の生命、財産を守り、被害を最小限にとどめることを目的に瀬谷区内の防災力の向上に寄与するため設置しました。

2 役割

瀬谷区災害対策連絡協議会は、毎年1回を目途に瀬谷区における過去1年間の防災関連の行事の報告と、今後1年間の予定を確認します。また、地域と関連企業の連携強化に向けて、「瀬谷区新型インフルエンザ行動計画」や「瀬谷区国民保護計画」など情報共有を進め、実践的な防災対策を構築しています。

3 構成員

(1) 会長

瀬谷区長

(2) 副会長

瀬谷警察署長、瀬谷消防署長、瀬谷区連合町内会自治会連絡会会長、
瀬谷区副区長

(3) 委員

瀬谷土木事務所長、資源循環局瀬谷事務所長、環境創造局南部農政事務所長、
環境創造局南部公園緑地事務所長、環境創造局西部水再生センター長、
水道局旭・瀬谷地域サービスセンター長、瀬谷区福祉保健センター長、
瀬谷区福祉保健センター担当部長、郵便事業株式会社瀬谷支店長、

各地区連合町内会長、瀬谷消防団長、瀬谷火災予防協会会長、
横浜市防火協会瀬谷支部長、瀬谷交通安全協会会長、
瀬谷安全運転管理者連絡会会長、瀬谷区老人クラブ連合会会長、
アマチュア無線非常通信協力会瀬谷支部長、瀬谷区小学校長会代表、
瀬谷区中学校長会代表、市立保育園瀬谷区防災担当、
横浜市幼稚園協会瀬谷地区支部代表、相模鉄道(株)大和駅長、
相模鉄道(株)旭営業所長、神奈川中央交通(株)戸塚営業所長、
(株)NTT東日本一神奈川設備部災害対策室課長、
東京電力(株)神奈川支店横浜支社長、東京ガス(株)横浜支店副支社長、
瀬谷区医師会会長、瀬谷区歯科医師会会長、瀬谷区薬剤師会会長、
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院院長、横浜建設業協会瀬谷区会会長、
県トラック協会横浜南地区支部瀬谷分会長、
県エネルギーガス協会戸塚瀬谷支部担当理事、県石油商業組合瀬谷支部長、
瀬谷区商店街連合会会長、横浜西部工業会瀬谷支部長、
横浜農業協同組合瀬谷支店長、横浜農業協同組合原支店長、
瀬谷区米穀商団体代表、瀬谷区社会福祉協議会会長、
瀬谷区民生委員・児童委員協議会会長、保健活動推進員会会長、
各地域防災拠点運営委員長

(順不同)

計 6 6 名 (平成 20 年 5 月現在)

第 2 章 瀬谷区の水害対策

1 雨水排水(下水道)対策

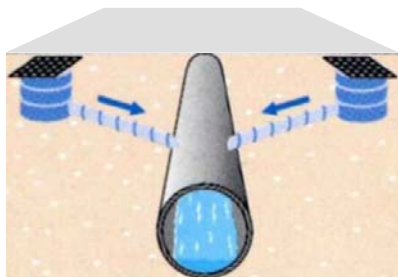
瀬谷区における雨水排水(下水道)の整備計画では、時間降雨量約 50mm の降雨に対応した整備を行っています。このため、まず雨水幹線を整備し、その後周辺の雨水を取り込むための面整備管を整備していきます。なお、下水道計画上の所定の幹線が供用開始するまでの間は、ポンプ施設を暫定的に設置し、雨水を汲み上げ川に排出しています。

主な幹線として瀬谷飯田雨水幹線が整備されており、周辺の面整備管を順次整備しています。暫定ポンプ施設は上瀬谷、中屋敷、大門、二ツ橋地下道に設置しています。また、相沢雨水調整池など一時的に雨水を貯める調整池を整備し、浸水への安全度を向上させています。

雨水排水施設（下水道）の役割



雨水を下水管に取り込む雨水ます



雨水を川や海に流すための下水管（雨水）



雨水を汲み上げて川に排水するポンプ施設

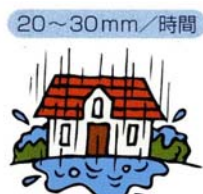
雨の強さと降り方



音が聞こえるくらいの雨



ザーザー降る雨。
地面からの跳ね返りで足元がぬれる。



土砂降りの雨。
傘をさしていてもぬれる。



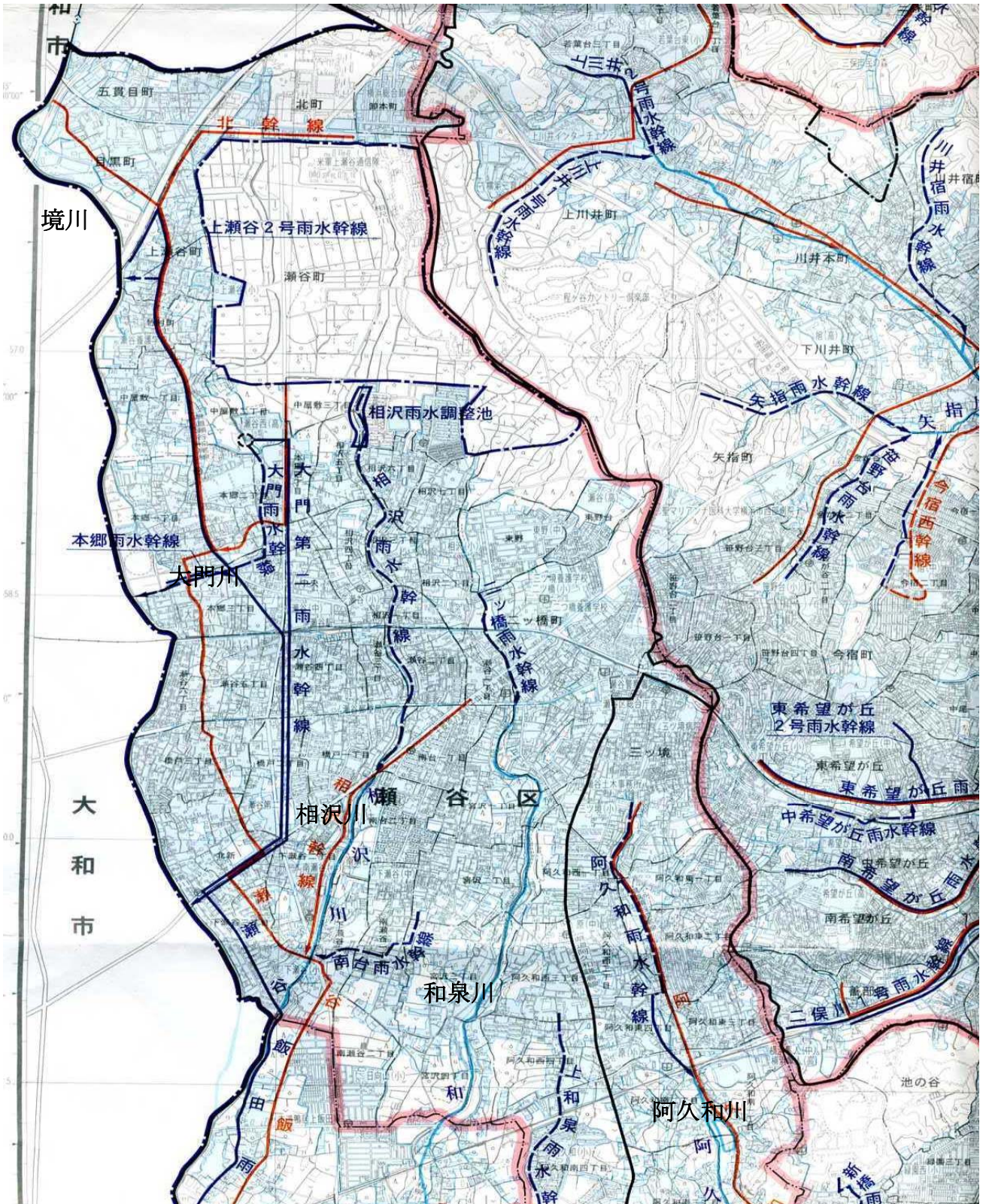
バケツをひっくりかえしたような激しい雨。



滝のように降る雨。

分類：気象庁ホームページ「雨の強さと降り方の表現」

瀬谷区における主な河川等



2 がけ崩れ災害予防対策

(1) 瀬谷区におけるがけ崩れの恐れがある場所

横浜市内に次のような区域が指定されています。

ア 急傾斜地崩壊危険区域（神奈川県が指定）【瀬谷区：2箇所】

（P8「被害の発生が予測される区域の状況」参照）

イ 急傾斜地崩壊危険箇所（神奈川県が調査）【瀬谷区：11箇所】

傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で人家が立地している区域や、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域に被害を及ぼすおそれのある箇所です。

ウ がけ崩れ警戒区域（横浜市が指定）【瀬谷区：1箇所】

（P8「被害の発生が予測される区域の状況」参照）

(2) 宅地防災パトロール実施概要

ア 目的及び概要

まちづくり調整局の主催により、梅雨や台風シーズン前に区内のがけ地を巡回し、近々の危険箇所を把握しています。

また、助成制度の対象と思われる住戸にリーフレット等を配布し、助成制度の利用促進及びがけ改善の啓発を図るものです。

イ 参加機関

- ・主にまちづくり調整局宅地企画課、区役所総務課
- ・土木事務所、消防署、警察署が参加

ウ 調査対象箇所

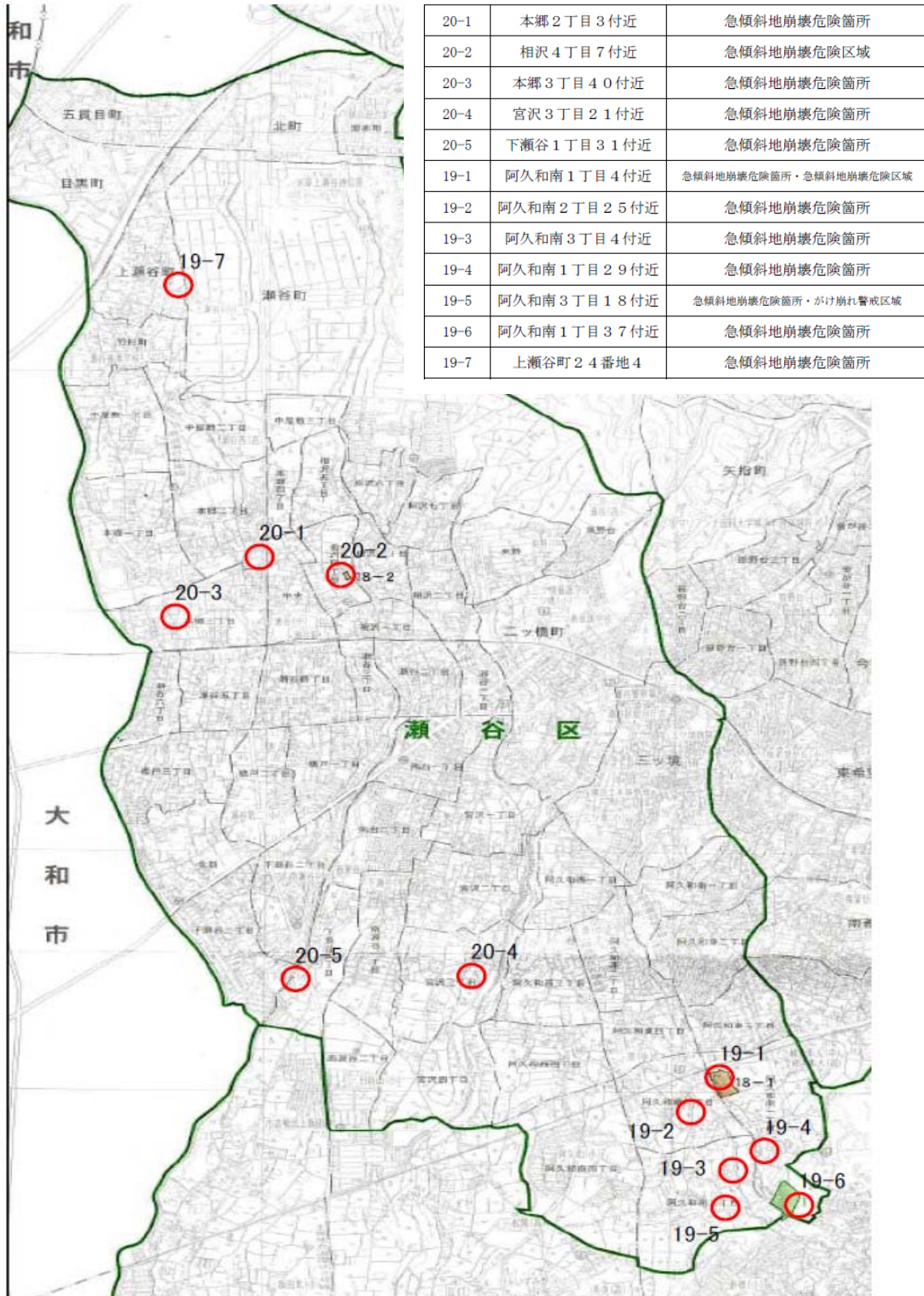
急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、がけ崩れ警戒区域

- ・急傾斜地崩壊危険区域 2箇所（対策工事済）
- ・急傾斜地崩壊危険箇所 11箇所
- ・がけ崩れ警戒区域 1箇所

パトロール箇所一覧

番号	パトロール箇所	備考
20-1	本郷2丁目3付近	急傾斜地崩壊危険箇所
20-2	相沢4丁目7付近	急傾斜地崩壊危険区域
20-3	本郷3丁目40付近	急傾斜地崩壊危険箇所
20-4	宮沢3丁目21付近	急傾斜地崩壊危険箇所
20-5	下瀬谷1丁目31付近	急傾斜地崩壊危険箇所
19-1	阿久和南1丁目4付近	急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域
19-2	阿久和南2丁目25付近	急傾斜地崩壊危険箇所
19-3	阿久和南3丁目4付近	急傾斜地崩壊危険箇所
19-4	阿久和南1丁目29付近	急傾斜地崩壊危険箇所
19-5	阿久和南3丁目18付近	急傾斜地崩壊危険箇所・がけ崩れ警戒区域
19-6	阿久和南1丁目37付近	急傾斜地崩壊危険箇所
19-7	上瀬谷町24番地4	急傾斜地崩壊危険箇所

瀬谷区パトロール箇所一覧



第3章 瀬谷区洪水ハザードマップ

1 実態把握 ～区民意識調査報告書等～

瀬谷区では、防災に関する知識や情報の認知度などを調査し、防災対策に役立てるため、平成18年度に「区政モニターアンケート」と、平成19年度には瀬谷区区民意識調査を実施しました。

区政モニターアンケートからもわかるように、区民からは「神奈川県が指定した浸水想定区域の存在を知らない。」また、「瀬谷区（境川水系）のハザードマップがほしい。」との声が聞かれました。

平成19年6月には、境川水系の河川の溢水が予想される場合や、実際に溢水した場合に浸水が想定される区域に居住する区民が、速やかに避難できるよう記述した「瀬谷区洪水ハザードマップ（境川水系）」（以下「ハザードマップ」という。）を作製し、全自治会（155自治会）の班単位で回覧しました。（約3,700班回覧済み）

各班で回覧しましたが、個別の要望のニーズも非常に多いので、瀬谷区では、今後、ハザードマップの増刷配布と、ハザードマップに記載されている浸水区域を中心とした水防訓練など積極的に活用していきます。



平成18年度区政モニターアンケート【抜粋】

E<洪水ハザードマップについて>

問18 昨年8月11日に神奈川県は、帷子川水系及び境川水系の河川について、浸水想定区域を指定し、公表しました。このことについてご存知でしたか。

		構成比	回答数
a	知っていた	27.9%	17
b	知らなかった	72.1%	44
	無回答	0.0%	0

n=61

問19 平成19年6月には、瀬谷区(境川水系)の洪水ハザードマップを公表する予定ですが、この地図がほしいですか。

		構成比	回答数
a	ほしい	78.7%	48
b	ほしくない	19.7%	12
	無回答	1.6%	1

n=61

問20 問19で「ほしい」と答えた人に伺います。マップは次のうちどちらが利用しやすいですか。

		構成比	回答数
a	紙の地図	91.7%	44
b	インターネットで閲覧	16.7%	8
	無回答	0.0%	0

n=48

問21 お住まいの地区では、水害についての訓練をおこなっていますか。

		構成比	回答数
a	行っている	3.3%	2
b	行っていない	93.4%	57
	無回答	3.3%	2

n=61

～ 平成18年度区政モニターアンケートについて ～

※ 公募により委嘱された瀬谷区民72名のモニターにアンケートを依頼し、61名に回答して頂きました。

- ・ ハザードマップがほしいと感じている区民は約78%と多かった。
- ・ ハザードマップがほしいと感じている区民の9割が紙の地図での入手を希望している。
- ・ 関心は高いが、水防訓練を行っている自治会・町内会は約3%しかなかった。

2 瀬谷区ハザードマップの特徴

平成18年度モニターアンケートと、平成19年度区民意識調査の調査結果を踏まえた新ハザードマップの特徴は次のとおりです。

基本事項

想定雨量：24時間で約290mmの大雨（100年に1年程度の雨）

※ 気象庁横浜地方気象台では、昭和33年9月26日に日降水量287ミリを記録したことがあります。

- ① 想定した雨量の雨が降り、境川が増水して溢水した場合に、浸水の広がる範囲・深さを予測した結果を地図に表しています。
- ② 洪水時避難所一覧を記載し、地域防災拠点と異なる地域があることを地図に表しています。
- ③ 境川等の河川水位情報や河川監視カメラ画像の見方、避難情報などに伴う行政の対応と区民の行動などを図式化し、変化する気象情報にどのように対応すべきか表しています。

また、瀬谷区の取り組みとして、自力避難ができない要援護者の方を支援していく仕組みづくりとして「まちの防災知恵袋」や過去に溢水した2箇所水路のうち、水位に応じて警告灯を点灯する「リアルタイム浸水警報装置」なども紹介しています。

3 ハザードマップの増刷

平成20年8下旬の局地的豪雨により、9月上旬には浸水想定地域の問い合わせや、洪水ハザードマップを配布してほしいとの要望が相次ぎました。

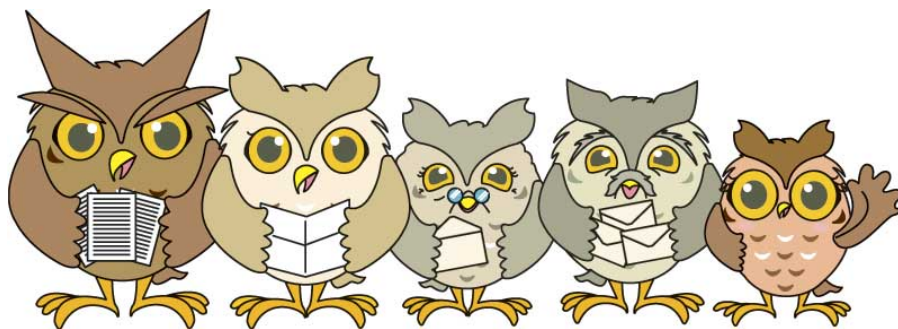
区民の皆さんに、横浜市のホームページ「洪水ハザードマップ」に同じ地図が掲載されていることを案内するとともに、ハザードマップの増刷を決定しました。

【参考】洪水ハザードマップ<瀬谷区版>



参考 横浜市洪水ハザードマップサイト

<http://www.city.yokohama.jp/me/azen/kikikanri/hmap/>



第4章 洪水時避難所及び防災備蓄

1 避難所の指定

浸水箇所などを勘案し、地震発生時に避難する場所として定められている震災時避難場所（以下「地域防災拠点」という）から、浸水想定区域に含まれる地域防災拠点を除いた区内の小中学校を洪水時避難所として指定しています。

主に、境川水域の浸水想定区域の本郷連合自治会・瀬谷第二連合自治会を中心に、隔年で交互に洪水時避難所である小中学校において、行政機関との共催により訓練を実施しています。水防避難訓練を行うことにより関心を高め、いざというときの対応を図っています。

【避難上の留意点】

- ・ 浸水箇所等により開設しない避難所もあります。2箇所以上の避難所へ避難できるよう、自分自身であらかじめ複数の避難経路を確認しておきましょう。
- ・ すでに浸水が始まっている場合などには無理に避難所へ移動せず、浸水していない近くの高いところへ一時的に避難してください。



洪水時避難所一覧

No	避難所名	所在地	電話
1	上瀬谷小学校	瀬谷区瀬谷町 7140	301-0097
2	相沢小学校	瀬谷区相沢 2-56-1	301-0365
3	二つ橋小学校	瀬谷区二ツ橋町 507	364-5122
4	瀬谷小学校	瀬谷区相沢 4-1-1	301-1025
5	瀬谷中学校	瀬谷区中央 5-41	301-0096
6	三ツ境小学校	瀬谷区三ツ境 157	391-5069
7	瀬谷第二小学校	瀬谷区橋戸 2-41-1	301-0400
8	南瀬谷小学校	瀬谷区南瀬谷 1-1-1	301-0101
9	南瀬谷中学校	瀬谷区南台 2-2-8	301-5131
10	原中学校	瀬谷区南台 2-2-8	391-0461
11	原小学校	瀬谷区阿久和東 4-33-1	362-2020
12	日向山小学校	瀬谷区南瀬谷 2-20	303-5997
13	阿久和小学校	瀬谷区阿久和南 4-8-2	364-2612

2 水防用資機材の整備

土木事務所は、区内における水防を十分果たせるよう、水防倉庫等の設備及び水防用資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法についてあらかじめ定めています。

なお、水防用資機材は、地震災害等他の災害対策のためにも使用することができます。また、瀬谷区内に土木事務所管理の水防倉庫が5箇所あります。

瀬谷土木事務所における水防機資材一覧

資機材一覧	
土のう類	鉄線
スコップ	鉄杭
ハンマー	丸太類
つるはし	矢板類
のこぎり	バリケード
バール	携帯発電機
ペンチ	照明灯
掛矢	オイルマット
トラロープ(200m)	単管パイプ
シート類	リヤカー
一輪車	荒縄

3 区役所活動用資機材の整備

瀬谷区役所における水防資機材一覧

資機材一覧	
スコップ	発電機
毛布	照明灯
ロープ	ゴム胴長靴
ゴムボート	メガホン
本部用テント	携帯ライト
担架	ハンマー
組立簡易トイレ	

4 消防活動用資機材の整備

風水害に対応するため瀬谷消防署では、保有する資機材が風水害時にその機能を十分発揮できるよう毎月1日定期的に行う通常点検、訓練及び災害活動等資機材の使用後に行う特別点検を実施し、資機材が風水害時にその機能を十分発揮できるよう点検整備しています。

風水害対策用資機材及び配置状況等

資機材一覧	配置場所
シヤベル	本署、出張所
ジョレン	〃
つるはし	〃
か け や	〃
土 の う 袋	〃
折りたたみボート	〃
ゴ ム ボ ー ト	出張所
船 外 機	本署

5 医療活動用資機材の整備

瀬谷区福祉保健センターに仮設救護所¹⁾ 設置用機材を配置しています。また、医薬品等は、区内の地域医療救護拠点（指定小中学校5校（上瀬谷小学校、瀬谷小学校、南瀬谷中学校、原中学校、下瀬谷小学校））でも、応急医療に必要な備蓄をしています。

仮設救護所設置用資機材

資機材一覧	
大型テント	簡易ベット
担架	毛布

なお、医薬品等については、医薬品・衛生材料・医薬用具セットを備蓄しています。

6 地域防災拠点の備蓄

地域防災拠点 1 箇所に備蓄している物資は、次の品目、数量のとおりです。これらの物資は震災時だけでなく、風水害等の緊急時にも利用します。

地域防災拠点備蓄物資（1 拠点あたり）

区分	品目	数量	品目	数量	品目	数量
食料 ・水	乾パン・クラッカー	2,000食	粉ミルク・ほ乳瓶	19セット	おかゆ	440食

¹⁾ 負傷者の発生状況に応じて必要と認めた場所に設置する救護所。

	水缶詰	3,000缶	スープ	220食		
生活 用品	高齢者用 紙おむつ	210枚	乳幼児用 紙おむ つ・紙パ ンツ	1,350枚	生理用品	425個
	トイレッ トペーパ ー	192巻	移動式炊 飯器(拠 点の小学 校)	1台	ガスかま どセット (拠点の 中学校)	1セット
	毛布	240枚	断熱シー ト	240枚	くみとり 式仮設ト イレ	2基
	トイレパ ック	3,000 セット	簡易式ト イレ便座	6基		
救護 用品	リヤカー	2台	グランド シート	10枚	ろ水機	1台
	テント型 トイレ	2基	パック式 トイレ	6セッ ト	保温用シ ート	50枚
	給水用水 槽	1個	松葉杖	5組		
救助 用品	発電機	5台	投光機	5台	担架	10本
	ポール (応急担 架用)	10本	つるはし	5本	大ハンマ ー	5本
	スコップ	5本	ロープ	5本	てこ棒	5本
	大バール	5本	ワイヤー カッター	5本	大なた	5本
	のこぎり	5本	金属梯子	1本	ハンドマ イク	2個
	エンジン カッター (革手袋、 防塵眼鏡 がセッ ト)	2台	油圧ジャ ッキ	1台	掛矢	2個
	ヘルメッ ト	10個				

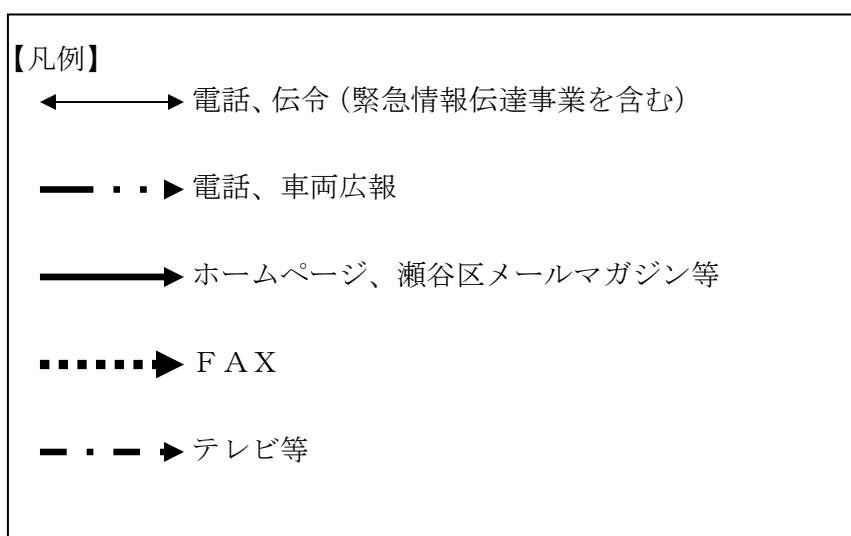
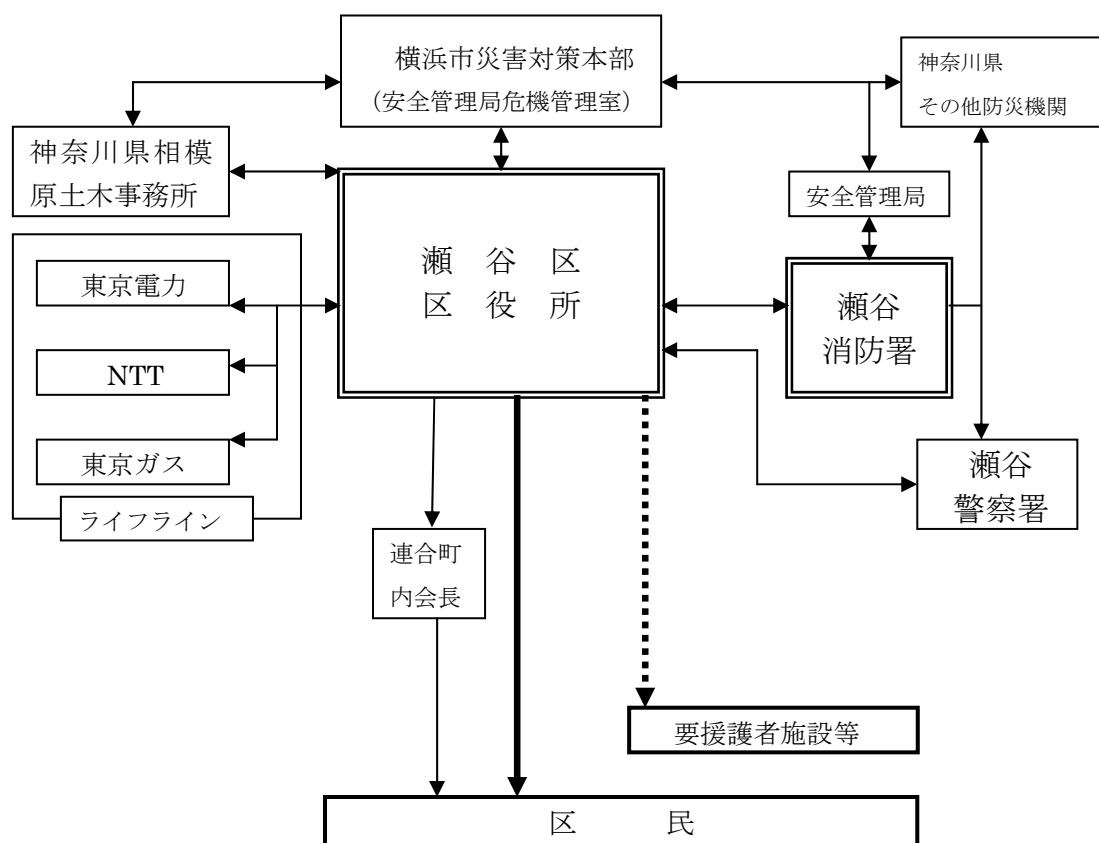
※ 毛布・断熱シート及びトイレパックについては、空きスペースがない場合は方面別備蓄倉庫等に備蓄します。

第5章 風水害情報

1 災害情報の収集・伝達

瀬谷区では、災害に関する情報を少しでも早くみなさんに伝達できるように、各機関と連携し情報の収集・伝達に努めています。

瀬谷区の災害情報の収集・伝達の仕組みは次のとおりです。



2 水位情報の種類

瀬谷区のホームページや横浜市水防災情報システムなどにより瀬谷区における河川情報をお知らせしています。

これらの情報は洪水の危険度レベルに応じ、水防団の待機・出動や住民の避難等の情報を提供するもので、以下のような種類に分かれています。

水位情報とその意味

河川水位情報

河川監視カメラ画像



溢水水位

河川の水が増水して溢れ出し災害が起こるおそれがある水位

避難判断水位（特別警戒水位）

警戒水位を超える水位で、避難判断の目安となる水位

はん濫注意水位（警戒水位）

水防機関が出動して水防活動を行う目安となる水位

水防団待機水位（通報水位）

水防機関が水防活動のため待機する水位

参考 横浜市水防災情報：<http://mizubousaiyokohama.jp/>

【参考】避難勧告、避難指示に関する条文

[災害対策基本法]

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

※ 横浜市では、「横浜市区長委任規則」第1項第1号の規定により、「災害対策基本法第60条の規定に基づく避難のための立退きの勧告及び指示に関すること」は、区長へ委任されています。

[水防法]

(立退きの指示)

第二十九条 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

3 瀬谷区に関する情報の提供

瀬谷区では、区民のみなさんが速やかに避難の準備や避難することができるように、風水害情報を電話やメールなどを活用して、素早く伝えることができるようにしています。

(1) 広報活動と事前登録者への情報提供

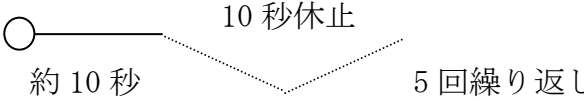

瀬谷区では、風水害情報を提供するための手段として、大きな被害が予想される場合には、広報車を使った広報活動や、事前登録者へのEメール等での情報提供を行い、情報を区民のみなさんが迅速・的確に入手できるようにしています。

(2) 広報車整備体制

広報車とは、スピーカーを搭載している公用車のことで、瀬谷区内には6台あります。

大雨洪水警報等の気象警報の発表に伴い、広範囲な被害が予想され、区域全体で広報を行う必要がある場合、まず消防署が事前計画に基づいた広報活動を大型消防車により実施します。次に区役所が大型消防車の進入しにくい道路狭隘地区を中心に広報活動を行います。

区役所と消防署が連携し、短時間で効果的な情報提供ができるように、日ごろからの体制づくりに努めています。また、水防法に定める信号で避難の準備等をお伝えする場合があります。

信号の種類	信号の内容	吹鳴方法
第1信号	避難の準備	 約10秒 10秒休止 5回繰り返し
第2信号	避難勧告	 約1分 5秒休止 5回繰り返し

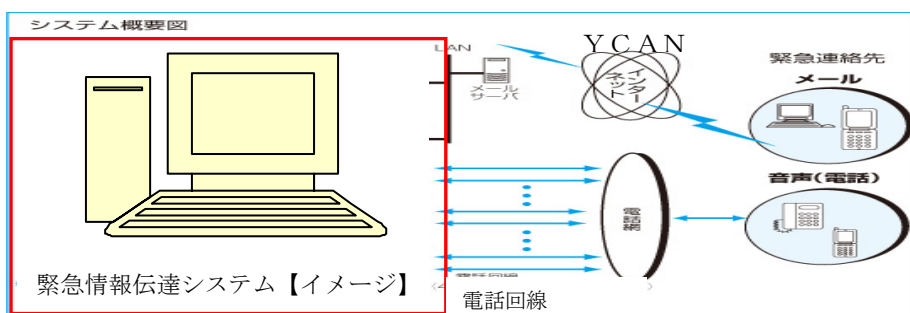
(3) 連合町内会・要援護者施設等への情報の提供

平成17年に水防法が改正され、新たに浸水想定区域内の高齢者や障害者、園児等が利用する施設（以下「要援護者施設」といいます。）についての通報が義務付けられました。洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、要援護施設に対し、区役所から法令に基づき、気象情報や洪水予報等の緊急情報をファクシミリや電話、電子メールで配信しています。

(4) 緊急情報伝達事業

平成20年8月29日境川の溢水を受け、緊急時の水位情報やそれに伴う避難所開設情報を各自治会・町内会長及び要援護者施設等の固定電話や携帯電話に自動的に音声でお知らせします。なお、聴覚障害の方へは、従来から実施しているEメール（瀬谷区メールマガジン）を活用し送信します。

この機能を活用することにより、各連合町内会長に瀬谷区の防災担当職員が電話連絡を行い、各单位自治会・町内会へ連絡していた従来の手法と比べ、より確実正確・迅速に伝えることが可能になります。



(5) パソコンやEメールによる情報提供

瀬谷区に関する情報の提供として「瀬谷区ホームページ」への緊急情報等の掲載、地域ごとの情報を集めた「瀬谷区メールマガジン」等、様々な伝達手段を用意しています。

ア 瀬谷区ホームページ（瀬谷区の緊急情報等の提供）

台風や大雨時の防災活動や避難行動に役立つ情報を、区民のみな

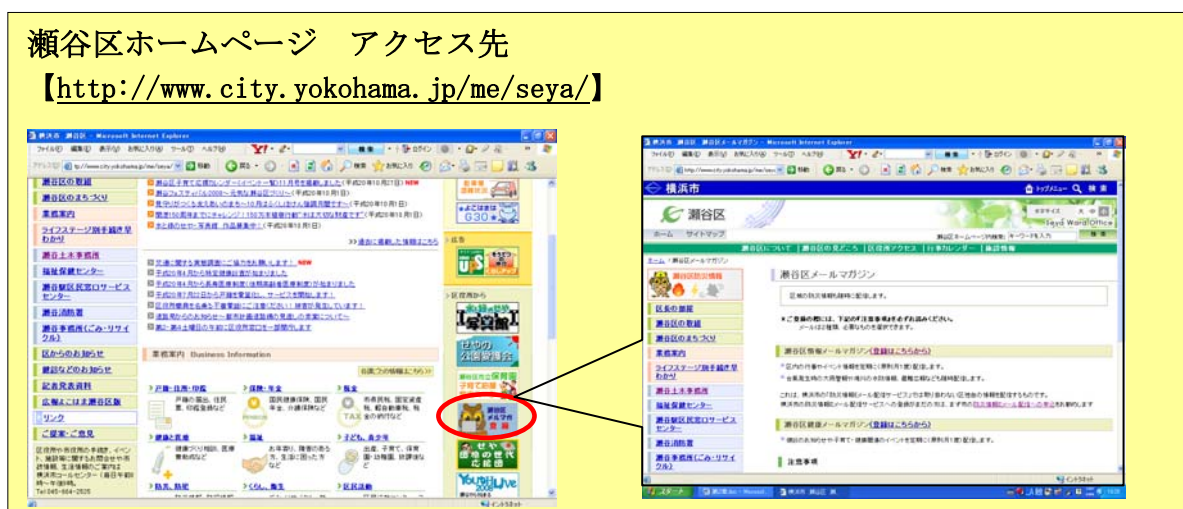
んに緊急にお知らせする必要がある場合に、瀬谷区ホームページで公表しています。

イ 「瀬谷区メールマガジン ([seya-information])

事前に登録して戴いた方の携帯電話や、パソコンのEメールによる防災情報提供を行っています。

常時は、区内の行事やイベント情報を定期的に(原則月1度)配信し、台風発生時の大雨警報や境川の水防情報、避難広報などは随時配信しています。

これは、横浜市の「防災情報Eメール配信サービス」(P30参照)では取り扱わない区独自の情報を配信するものです。



4 その他の情報の提供

(1) 横浜市の「防災情報Eメール配信サービス」

横浜市では、平成12年4月から事前に登録した方を対象に、天気予報、気象情報、地震情報等の情報配信を行うサービスを行っています。

平成18年6月からは河川の水位情報の配信、平成20年6月には光化学スモック情報、9月には土砂災害警戒情報の配信を追加し、

提供する情報内容の充実を図ってきました。

河川水位情報などについては、瀬谷区のみ情報配信など必要な情報を選択することができます。

参考 横浜市の防災情報Eメール配信サービス

<http://www.bousai-mail.jp/yokohama/>



【防災情報Eメール イメージ画面】



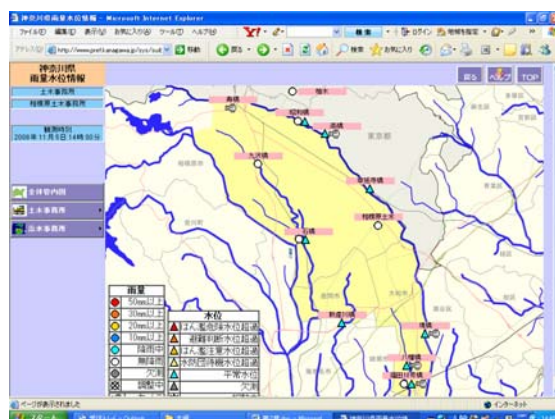
(2) 神奈川県ホームページ

平成20年8月29日未明に発生した瀬谷区境橋付近における一部溢水は、瀬谷区内で降雨がなかったにも関わらず、境川上流での局地的な集中豪雨により発生したものです。

そこで、神奈川県では常に河川全体の情報を取得できるよう雨量水位情報を、インターネットで紹介しています。また、主要な橋からの境川の状況も映像で確認することができます。

参考 神奈川県雨量水位情報 (相模原土木事務所管内)

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/main.htm



第 6 章 親水拠点

1 親水拠点の現状

横浜市は、昭和 56 年より魚や小動物のすむきれいな水質の改善、市民が水辺に近づいて親しめる川をめざし、河川改修に合わせた整備を進めてきました。

また、平成 9 年の河川法の改正により河川管理の目的に「環境」が加わり、従来の「治水」、「利水」に加え、「親水」の側面がクローズアップされるようになりました。

ほとんどの親水施設は河川改修に伴い、市内西部に多く整備され、親水拠点（広場など）、高水敷（水辺通路）、階段護岸、多目的利用を行っている河川遊水地などの種類があります。

瀬谷区には 5 つの親水拠点があり、境川に中島橋親水拠点、和泉川に関ヶ原、東山、二ツ橋の水辺、相沢川にボードウォークがあり、区民が水と親しんでいます。



多目的遊水地：和泉川



相沢川ボードウォーク

2 局地的な集中豪雨に対する注意喚起

平成20年度は、局地的集中豪雨の発生により、国内においては水難事故や浸水被害が多発しました。

特に、集中豪雨による急激な増水は危険で、神戸市灘区の都賀川の親水拠点では、児童を含む5人が逃げ遅れ死亡する事故が発生しています。

これらの事故を受けて、瀬谷区ではホームページや広報よこはま「せや区版」にて注意喚起記事を掲載し、学校等教育機関へも注意喚起を呼びかける文書を配布しました。

また、親水施設への注意看板を掲示するとともに、瀬谷区連合町内会自治会連絡会に対して「川遊びの注意について」情報提供しました。



環境創造局による注意看板



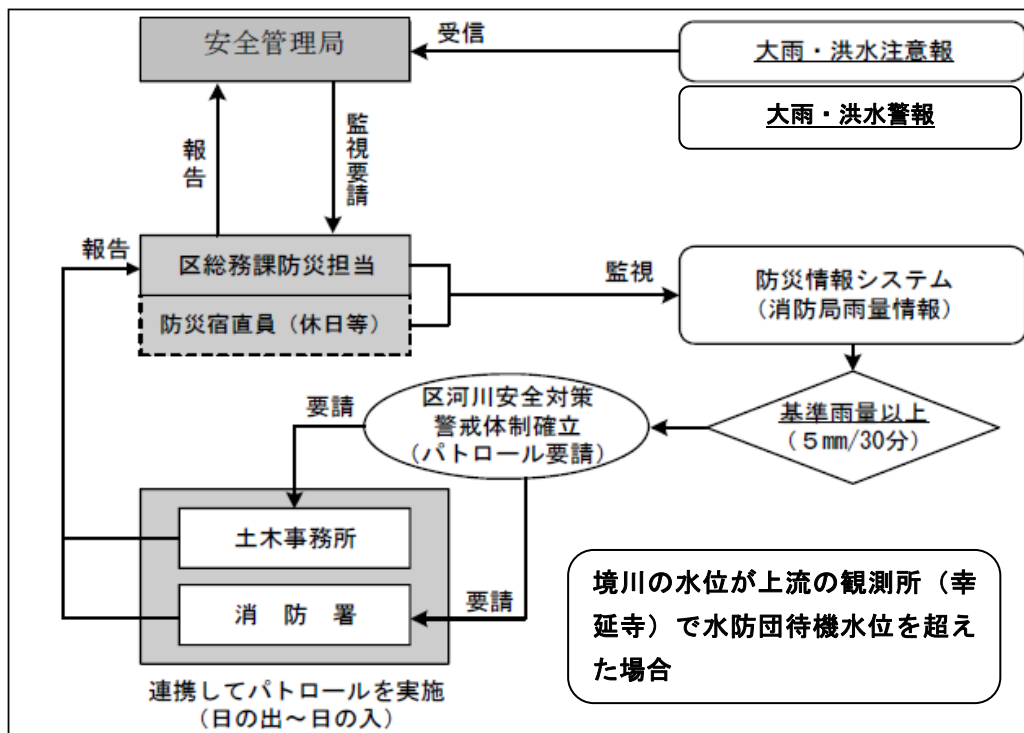
川遊びの注意について（区連会にて情報提供）

3 親水拠点パトロール

平成11年8月に、神奈川県山北町の玄倉川の中州で、キャンプ中の13人が濁流に呑み込まれ死亡するなど、増水による河川での水難事故が相次いだことから、平成14年6月に「親水拠点等河川安全パトロール実施マニュアル」を策定し、関係局区が連携し、警戒体制の確立及びパトロールの実施に取り組んでいます。

日の出から日の入の間で、横浜地方気象台からの大雨又は洪水注意報以上が発表され、親水拠点等の隣接に位置する消防署及び消防出張所の雨量観測所において、基準雨量（30分間で5mm）以上の降雨を観測した場合や、境川の水位が上流の観測所（幸延寺）で水防団待機水位を超えた場合、土木事務所又は消防署が調整して河川安全パトロールを実施しています。

【図】 親水拠点パトロール（イメージ）



第7章 要援護者対策

1 地域防災拠点の役割

瀬谷区では、身近な市立の小・中学校（15校）を地域防災拠点として位置づけています。地域防災拠点には、防災備蓄庫を設置し、役割の一つとして要援護者対策も位置づけています。そこで、瀬谷区では、独自の事業として地域の支えあい体制として「まちの防災知恵袋事業」を推進しています。

一般的に、溢水するおそれが生じた場合、「避難勧告」が出されてから速やかに指定地域内の全員の避難が完了する必要があります。

そこで「迅速な全員避難」を前提に、自治会・町内会役員や民生委員が中心となり、地域防災拠点運営委員会の中で、要援護者情報を扱う役割を担い、平常時における個人情報の保護を図るとともに、風水害時における情報提供（安否確認）や避難支援の方法等、必要な助言を行います。

2 「瀬谷区地域福祉保健計画」の策定

「瀬谷区地域福祉保健計画」は、「地域に暮らすだれもがしあわせな生活をおくれるように区民・団体・行政の役割と連携を明確にし、支えあう仕組みをつくる」ための計画です。

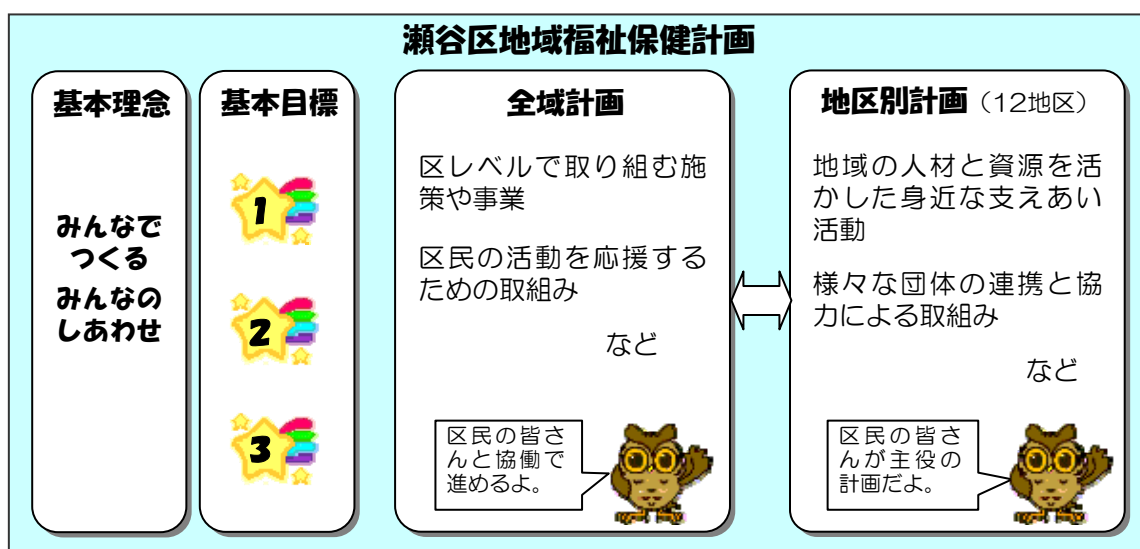
策定にあたっての視点は

- ① 希薄になった人と人との関係を区民とともに考え、新たな地域の輪をつくる。
 - ② 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる。
 - ③ 区民の福祉保健活動の更なる発展と充実のための人材を育成する。
- としています。

計画の対象者：高齢者や障害者など支援を必要とする人やその家族だけでなく、「すべての人々」が対象です。

計画の期間：平成18年度～平成22年度の5年間で、必要に応じて見直しを行います。

瀬谷区地域福祉保健計画は、「全域計画」と「地区別計画」により構成します。



瀬谷区には12の地区連合町内会自治会がありますが、高齢化や少子化など地区によって差があり、また、福祉保健活動の人材や社会的な資源も異なります。計画を区民との協働により着実に実現していくために、区域全体を対象とした全域計画とあわせ、それぞれの地区の状況に応じた具体的な取組みを示す地区別計画を策定しました。

地区別計画は、12地区を単位として、地域の人材と資源を活かした身近な支えあい活動などを盛り込みました。全域計画は区域全体を対象とした区レベルで取り組む施策や事業を盛り込みました。

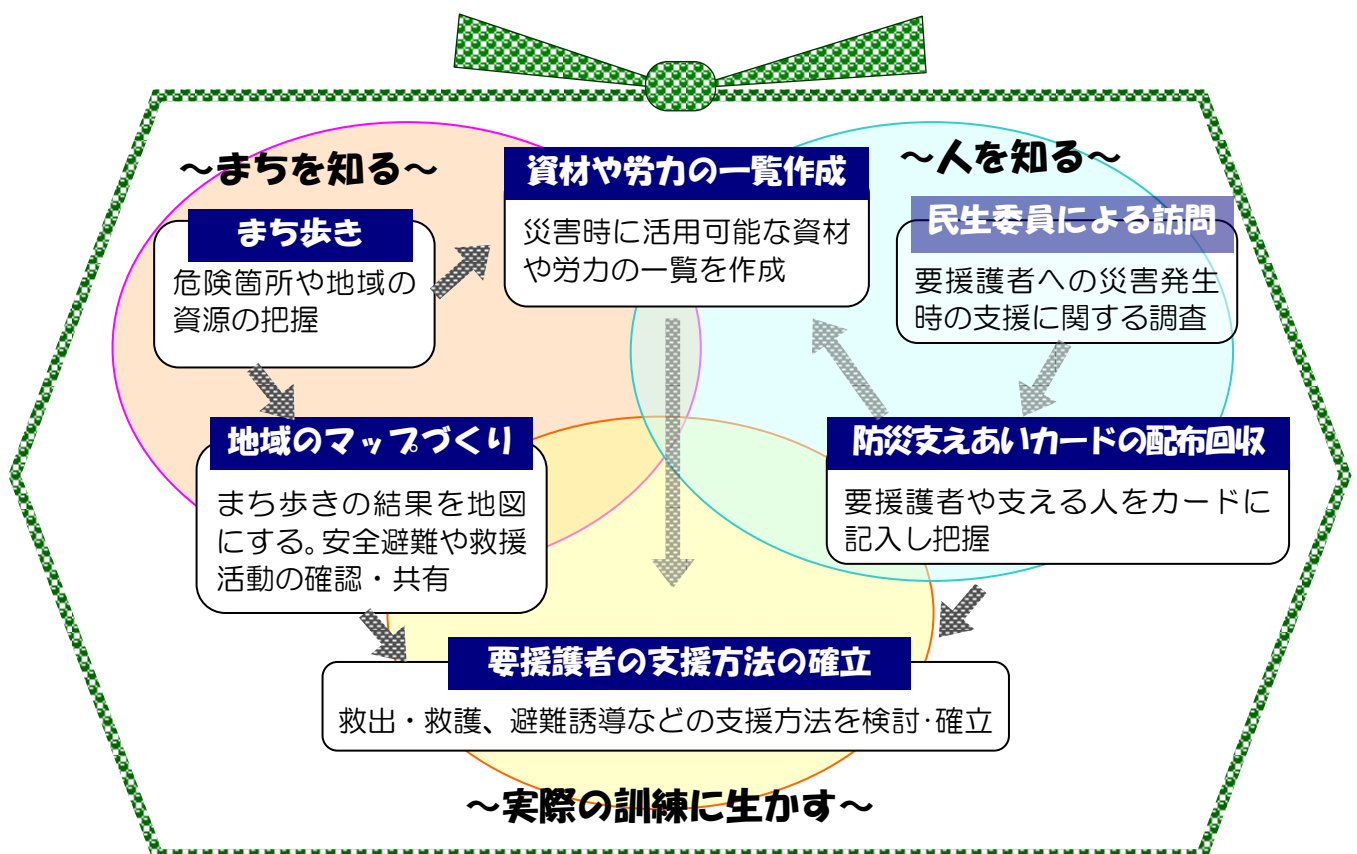
3 「まちの防災知恵袋事業」の取り組み

「まちの防災知恵袋事業」は、自治会町内会単位で災害時における住民同士の支援の仕組み(「支えあい体制」)を作ることをめざしています。

まちの防災知恵袋は、災害時要援護者への支援などにおいて地域が主体となって行う活動に関するさまざまな取組みと、その成果により構成されています。

具体的には、まず、災害時に危険なもの、災害時に役立つ地域資源、避難場所等の状況や防災施設など、みんなで一緒にまちを点検し、地域のマップを作ります。第二にその地図に基づき、情報の把握と共有を図る「まちを知る」作業を行います。第三に「防災支えあいカード配布回収」により、地域の世帯状況を把握し、災害時の支援の仕組みを作っていく「人を知る」作業を行います。これを融合することで災害時要援護者への支援体制を確立します。

【図】 まちの防災知恵袋事業のイメージ



「まちの防災知恵袋事業」における災害時要援護者とは

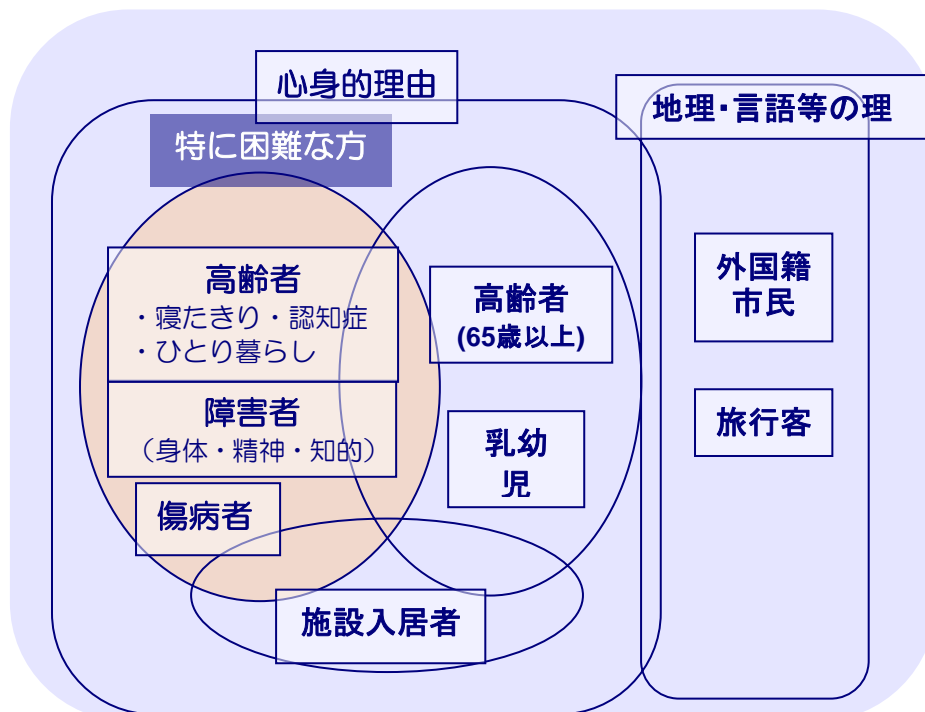
- ① 災害の危険を察知することが困難である。

- ② 自分の身に危険が差し迫っても、救助者に助けを求めることができない、もしくは困難である。
- ③ 危険を知らせる情報を受け取ることや、的確に理解することができない、もしくは困難である。
- ④ 危険を知らせる情報が送られてきても、それに対応して行動することができない、もしくは困難である。

方々としています。

「まちの防災知恵袋事業」では、主に自力避難の難しい高齢者や障害者を災害時要援護者の対象として考えていますが、必ずしもそのような人だけに限定するのではなく、世帯特性や個別の事情などに配慮し、地域が状況に応じて対象者を決定することとしています。また、「防災支えあいカード」の記入においても、本人から申し出あった場合は申し出の趣旨を尊重し、「要援護者」として把握するようしていきます。

【図】 災害時要援護者の範囲（イメージ）

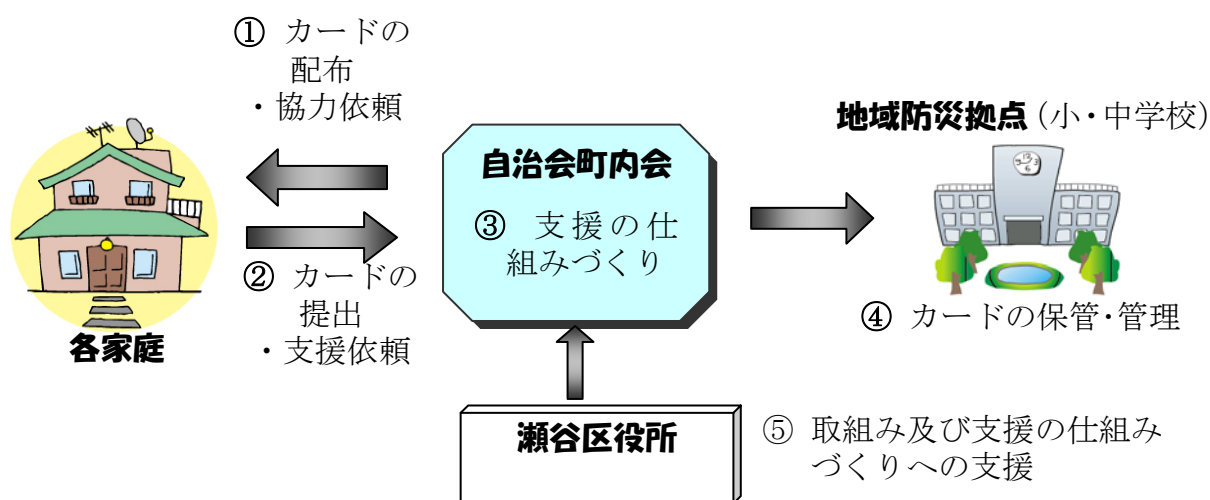


災害時の要援護者支援には「情報伝達体制の整備」「要援護者情報の把握」「要援護者の避難支援方法の具体化」などが課題となります。

地域で要援護者への支援の仕組みを整えるには、要援護者がどこに住んでいるのか、どんな状態なのかを把握することが大切で、発災時にすみやかに要援護者の安否確認、救出・救護活動が行えるよう、各自治会・町内会に「防災支えあいカード」の配布・回収を推進しています。

各家庭から提出された支えあいカードは下図のような流れに沿って、厳重に保管・管理します。支えあいカードから得た情報は、自治会町内会の責任において保管・管理するものとし、緊急かつやむを得ない時以外に他者に提供することはありません。

【図】「支えあいカード」配布回収後の流れ



- ① 自治会町内会から各家庭へ支えあいカードを配布し、協力を依頼します。
- ② 各家庭は趣旨に同意する場合は、カードを記入し自治会町内会に提出します。
- ③ 自治会町内会は各家庭から提出されたカードに基づき災害時の救援方法等を検討し、仕組みづくりを行います。
- ④ 自治会町内会はカードを地域防災拠点となる公的施設に保管・管理します。
- ⑤ 瀬谷区役所は自治会町内会の実施する支えあいカードの取組みを支援するとともに、支援の仕組み作りについて、アドバイスします。



平成19年度から「まちの防災知恵袋事業」の取組みをさらに進めるために、新たに民生委員による要援護者への訪問調査活動を行うことになりました。

この取組みは、民生委員が災害時に支援を希望する世帯の方々を直接訪問し、災害時にどのような支援が求められるか等の意向を聞くものです。ヒアリング内容としては

- ① 要援護者の自宅に伺い、要援護者の状況や支援の意向を聞く。
- ② 訪問し把握した要援護者の状況等を、災害時の避難・救援活動に生かす。

の2点です。

この取組みは自治会町内会が「まちの防災知恵袋事業」に取り組みかどうかに関わらず区内全域で実施しています。



次記は、民生委員が訪問する対象者です。区役所から制度の趣旨をダイレクトメールにてお知らせし、同意された方に対して民生委員の訪問調査を実施しています。

(記入例)

瀬谷区防災支えあいカード

自治会製世帯

〇〇自治会長・町内会長 様
瀬谷市瀬谷区長

私は、防災支えあいカードの運用に同意し、自治会町内会が、下記の個人情報を災害時に活用することを、世帯を代表して承認します。

平成19年10月1日 代表者が署名をし、(西暦年) 氏名 **瀬谷 一郎** してください。

【住 所】	瀬谷区 ニツ樺町 190	【建物名】	ニツ樺ハイズ101
【電話番号】	045 (367) 5743		
【家族氏名】	同居したご家族のお名前を記入ください。		
1	瀬谷 一郎	男・女	4
2	瀬谷 このは	男・女	5
3	瀬谷 せやまる	男・女	6
災害時に支援が必要な家族			
【氏名】	【身体の状態など】		
瀬谷 一郎	要介護3 歩く歩くことが難しい 日中は一人だけになることがある		
一人で避難することが難しいなど災害時に心配なご家族を記入してください。 介護認定などを受けていなくても心配なこと(耳が遠い、ひとり暮らしなど)があれば記入してください。			
関係	氏名	関係	住所
	瀬谷 二郎	弟	東京都千代田区日本橋 1-1
	阿久和 三郎	隣	ニツ樺町 83
	三ツ樺 さくら	向い	ニツ樺町 190-1
電話番号	電話番号		
	03-1234-XXXX		
	045-367-XXXX		
	045-367-XXXX		
災害時に声かけをお願いしている方			
氏名	資格	住所	
瀬谷 このは	ヘルパー2級、看護師		
瀬谷 せやまる		原付バイク	

日ごろ難しくしているご近所の方を記入してください。(相手方の了解を取ってください。)

災害時に労力や資料が提供できる方は次の欄に記入してください。

瀬谷区役所防災支えあいカードによる要援護者と支援者の把握を実施しています。

- ・介護保険の要介護度3以上の方
- ・要支援（高齢者）でひとり暮らしの方
- ・要支援以上の高齢のみの世帯
- ・認知症のある方
- ・障害者自立支援法に基づく障害区分認定者
- ・身体障害者手帳3級以上の方（視覚・聴覚障害）

民生委員は区役所から提供された要援護者のリストをもとに、対象者を直接訪問して災害時に必要な支援などに関して、聞き取り調査を行い、要援護者の状況や支援の意向などを把握します。

「まちの防災知恵袋事業」に取り組む自治会町内会のエリアを担当する民生委員は、訪問時に要援護者やその家族に「まちの防災知恵袋事業」の説明を行い、防災支えあいカードの提出を勧奨します。

4 今後の課題

瀬谷区の災害時要援護者支援対策は、地域防災拠点を中心に一部の方を先行して取り組みを開始しましたが、すべての要援護者に拡大して支援対策を進めていくためには、行政の対応だけでは困難なことから、

- ① 要援護者の情報を的確につかみ、行政と地域との情報共有化をさらに進めること。
- ② 地域での要援護者の支援計画をさらに具体化すること。
- ③ 要援護者対策を日常の関係づくりから組み込んでいくこと。

等について、地域の特性にあっ

モデル地区でのまち歩き

た要援護者対策を進め、地域防災力の向上につなげていくことが求められています。

さらに、これら課題を解決するために、今後一層、要援護者・支援者の双方について災害に対



する知識や理解を深め、地域活動や地域防災拠点の役割をさらに強化していく必要があります。



第8章 地域防災力の強化

1 地域防災力の必要性

境川では、総合治水対策の進展により、平成20年8月以前は平成2年以来、大きな水害が発生していないことから、若年層や転入者を中心に、過去の被害状況や水害の恐ろしさを知らない人が多くなり、住民も溢水する危険性はなくなったと思われている方も増えています。水害に関する情報や日ごろの備えへの関心が薄れています。

しかし、最近ではこれまで予測しなかったような局地的豪雨などによる洪水被害が全国各地で発生しており、境川流域においても、災害が発生する可能性を否定することはできません。

河川管理者¹⁾である神奈川県知事（日常的な維持管理は相模原土木事務所）や水防管理者²⁾である横浜市長（瀬谷区役所）をはじめ関係機関では、なお一層の河川整備や防災体制強化に取り組んでいますが、局地的な豪雨が継続した場合には、短時間に多くの地域で被害が発生することが予測されます。また、境川の特徴として川幅が狭く、高低差（瀬谷区では55.9m）があり流れが速いことから、短時間で急激に水位が上昇する可能性が高く、避難情報を入手してから短時間で避難を完了しなければならないといわれています。

こうした中、すべての地域に十分な数の行政職員を瞬時に派遣することは不可能です。水防については、必要な準備は、自らで対応する必要があります。そのためにも、地域やご家庭での心構えや日ごろからの備えこそが、最も基本的、かつ重要な防災対策となるのです。

¹⁾ 洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、河川の公共の安全保持について権限・責任を負う者。一級河川については国土交通大臣、二級河川については都道府県知事、準用河川については市町村長が担う。

²⁾ 水防管理団体である市町村長または水防事務組合、水害予防組合の管理者。

2 水防訓練（避難訓練・情報受伝達訓練、図上訓練）

瀬谷区では、境川の溢水を想定した避難訓練・情報受伝達訓練を本郷連合、瀬谷第二連合自治会・町内会を中心に隔年で実施しています。

境川流域において集中豪雨が発生し、大雨・洪水警報が発令され、境川の水位が急激に上昇し、区役所からの避難勧告が出されたことを想定し、住民の避難訓練と情報受伝達訓練を実施しています。

平成 20 年訓練風景



平成 20 年図上訓練風景



瀬谷区役所では、実際の水害時に適正かつ円滑な対応ができるよう図上訓練を実施しています。

水害の発生を想定される場面ごとにシミュレーションし、各部署の役割、分担業務等を確認することを目的に区役所、土木事務所、消防、警察が参加し訓練を行っています。

<図上訓練のチェックポイント>

- ① 大雨・洪水警報発令時、水防警報発令時における、各部署の初動体制の確認。
- ② 境川水位上昇に伴う、段階に応じた各部署の対応の確認。
- ③ 避難勧告等の判断、住民周知方法等についての確認。

第9章 区民の役割

防災対策の基本は、「自助・共助・公助」といわれます。防災対策は、行政だけでも、企業だけでも、地域だけでも行えるものではないからです。人々の命や暮らしを守るためのものだからこそ、地域を構成する様々な機関がそれぞれに役割を果たしていかなければ成り立たないのです。

区役所はじめ関係機関では、この防災計画に示すように、少しでも被害を少なくするよう様々な対策を実施していますが、いざというときに、命と暮らしを守るためには、「自助・共助」の取組を充実させることが最も重要となります。

まず、区民のみなさん一人ひとりが、また、隣近所や地域ぐるみで、日ごろから防災意識を持つこと、そして、災害が発生した場合には、第一に、ご自身とご家族の安全確保、第二に、隣近所の助け合いを心がけ、避難など必要な行動を起こしてください。

【参照】平成18年度モニターアンケート（抜粋）

問3あなたは自宅が地震・水害に見舞われて生活できなくなった時に、避難する場所を知っていますか。

	構成比	回答数
a 知っている	91.8%	56
b 知らない	8.2%	5
無回答	0.0%	0

n=61

問4 あなたはお住まいの自治会町内会が実施している防災訓練などに参加したことがありますか。その理由もあわせてお聞かせください。

	構成比	回答数
a 毎年参加している	16.4%	10
b 何回か参加したことがある	44.3%	27
c 参加したことはない	37.7%	23
無回答	1.6%	1

n=61

【理由】

◎参加している理由

- ・自治会の役員だから(だったから) 12
- ・家族が参加している 4
- ・知識を得たいと思ったから 5
- ・体験しておく必要があると思ったから 3
- ・誘われたから 2
- ・近所で助け合うことは大切だから
- ・順番だった、強制だったから 2
- ・障害者の対応を知りたかったから 2
- ・回覧で案内があったから

1 平常時の対策

風水害発生時の被害を最小限にとどめるためには、地域やご家庭で日ごろからいざというときにすばやく対応できるよう、情報入手の登録などさまざまな準備をしておくことが重要です。

(1) 各家庭での対策

ア 避難所・経路等の確認

瀬谷区洪水ハザードマップなどを活用して、以下の点について確認しておく必要があります。

- ① 自宅付近が洪水時に浸水が予測される地域であるか、そうである場合、浸水の深さがどれくらいと予測されているか。
- ② その他、下水道被害、がけ崩れ等、風水害による被害の想定の有無
- ③ 避難所と避難経路

イ 避難時持ち出し品の準備

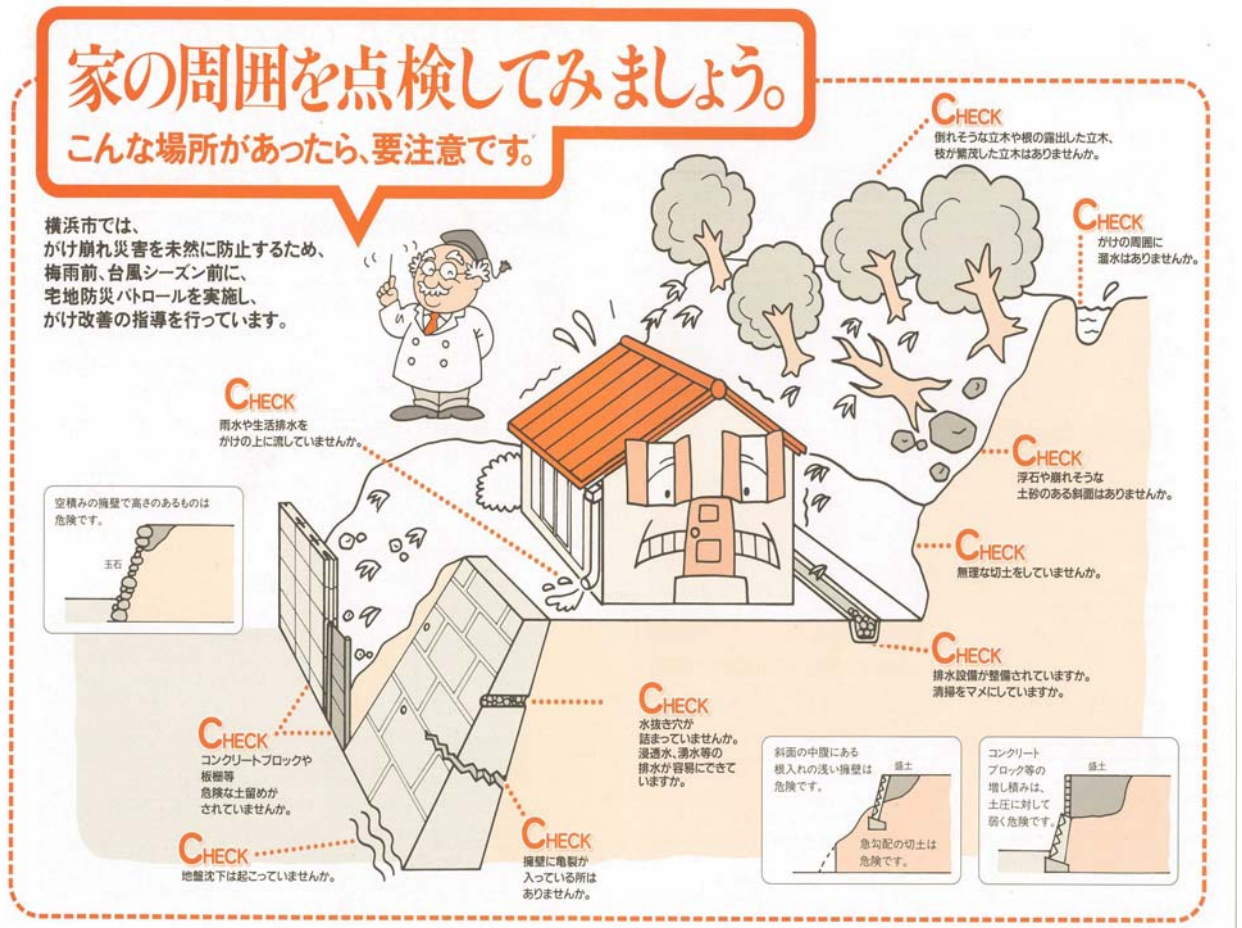
いざというときに迅速に避難できるよう、避難時の持ち出し品（ラジオ、飲料水、懐中電灯、医薬品、ベビー用品など）を準備しておきましょう。

※ 迅速に避難できるよう、持ち出し品はできるだけ少なくしましょう。

ウ 自宅周辺の点検・対応

- ① 側溝や雨水ますを点検し、物でふさがないようにしましょう。
- ② 浸水が予測される地域では、土嚢など浸水を防ぐ資機材の準備をしておきましょう。
- ③ がけ崩れは、地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。危ないと感じたら、できるだけ早く避難する心構えが大切です。

【図】家の周囲の点検



<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/guid/takuchi/gake/safe.html>

(2) 地域での対応

ア 防災意識向上に向けた取組

定期的に風水害防災訓練を行うなど、地域全体で風水害に関する防災意識向上に取り組みましょう。

イ 情報伝達体制の確立

連絡網を整備するなど、避難情報等、風水害に関する情報を地域の中で確実に伝達できる体制を整備しておきましょう。

ウ 避難所・避難経路の確認

- ① 避難所について、地域内で情報を共有しておきましょう。
- ② 風水害時の危険場所を点検しておき、地域で情報を共有しましょう。
- ③ 避難訓練などを活用して、安全に避難所まで到着できる経路を確認し、地域で共有しておきましょう。

エ 要援護者支援の仕組みづくり

風水害時に自力で避難できない方たちを地域でサポートできるよう、話し合っておきましょう。（要援護者支援に向けた取組の詳細については、P 3 5 「要援護者対策」参照）

2 災害時の対策

(1) 各家庭での対策

ア 情報収集

台風などで大雨が降ることが予測されている場合は、テレビ・ラジオ、インターネット、携帯電話（情報入手手段については、P 2 8 「瀬谷区に関する情報の提供」参照）など、身近な媒体で、こまめに情報収集するよう、心がけてください。

イ 無理せず安全な避難を

- ① 避難しようとしたときや避難途中に、自宅付近の道路がすでに冠水している場合は、無理に避難所へ移動せず、浸水していない近くの高い建物などへ一時的に避難してください。
- ② 避難するときは、動きやすい服装で、また、2人以上近所の方々と声を掛け合い行動するよう心がけましょう。

ウ 隣近所へも目を向けて

要援護者が近隣にいる場合には、声を掛け合い、助け合いながら、お互いに安全に避難できるよう、心がけましょう。

(2) 地域での対応

ア 迅速な情報伝達

区役所から、水害や避難に関する情報が伝達された際は、連絡網などを活用して、できるだけ迅速に地域に知らせましょう。

イ 避難は隣近所で声をかけあって

避難する際には、地域で声をかけあい、協力しながら行動しましょう。

特に、風水害時に自力で避難できない方たちを地域全体でサポートするよう、心がけましょう。

「町の防災組織」の推進

町の防災組織については、瀬谷区役所、瀬谷消防署が連携して、「町の防災組織」づくりの促進とその活性化に向けた支援を行っています。具体的には、町の防災組織が行う自主防災活動の経費に助成を行っています。

<町の防災組織活動奨励事業>

交付基準	1世帯あたり 160円
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none">・防災資機材の購入・設置・防災訓練の実施・防災のための映画会・講演会の開催・組織運営のための会合・その他防災活動の一環として実施する事業

第10章 瀬谷区災害ボランティアネットワーク

1 救援ボランティアへの対応

これまで救援ボランティア（以下、「ボランティア」という。）のボランティア活動支援は、ボランティア班が主体的に対応してきました。

しかし、平成7年の阪神・淡路大震災以降、甚大な自然災害が発生した場合、全国から数多くのボランティアが駆けつけるようになり、地域と連携のとれた支援体制が検討されるようになってきました。

瀬谷区が甚大な被害を被った事態に、ボランティアが駆けつけたときの活動支援を目的とした「瀬谷区災害ボランティアネットワーク」（以下、「災ボラ」という。）が、平成19年3月に設立されました。

このためボランティア班では、大災害により瀬谷区にボランティアが駆けつけるような事態が発生する場合には、災ボラと協働してボランティア活動の支援体制を迅速に構築することとしています。

2 災ボラの体制、平常時の活動

災ボラは、個人及び団体から構成されており、区役所は参与として活動に関わっています。なお、事務局は瀬谷区社会福祉協議会が担っています。

また、瀬谷区の連合町内会自治会連絡会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会の3団体が、災ボラの活動に支援・協力しています。

災ボラでは、毎月運営委員会を開催して情報共有を図り、「瀬谷フェスティバル」への出展や防災拠点での防災訓練への参加などを通じて市民への防災意識の啓発活動を実施するとともに、市民参加型のボランティアを受入れるシミュレーション（実地訓練）を開催し、他地区での訓練に参加して知識・スキルを高める等の活動を実施しています。

3 他区との連携

ボランティア活動を受け入れるような事態が発生した場合には、被災地は瀬谷区に限定されず、相当の広範囲が被災していることが想定されます。

従って、ボランティアの受け入れに当っては、一般の広域防災対応措置と同様に、他区等周辺地域との十分か連携を図る必要があります。

このため、ボランティア受入れの均質化、ボランティアの人数の平均化を図る等について、平常時に意思疎通を図っています。

4 ボランティアの受入れ

(1) ボランティア・センターの開設

平成19年新潟県中越沖地震や平成12年東海豪雨の被災地では、ボランティアによる支援活動が長期間にわたって実施されました。

瀬谷区で甚大な被害を被った場合にも、同様にボランティアが駆けつける事態が想定されます。

瀬谷区では、このような事態が発生した場合にボランティア班は、「瀬谷区災害対策本部」と連携しつつ、ボランティアを受け入れるボランティア・センターを瀬谷センターに開設します。開設する場合には、発災から3日後を目標としています。

ボランティア・センターの開設、運営の状況は、瀬谷区及び災ボラのホームページで適宜一般に広報することとしています。

(2) 被災住民からのニーズの集約

ボランティアが被災地での生活等の支援活動を行うためには、被災住民からの支援・協力の要請を、迅速かつ的確に把握する必要があります。

瀬谷区では、連合町内会自治会連絡会等の自主防災組織と連携して、

避難所や在宅被災住民からの要請を把握し、ボランティア・センターに集約します。

このため、区役所や災ボラでは、ボランティア・センターの役割や活動を、自主防災組織や一般市民に周知・理解を深める活動を実施しています。

(3) ボランティア・センターの運営

ボランティア・センターでは、駆けつけたボランティアを受入れて、以下の運営を行います。

- ア 被災住民からの支援活動要請の精査（危険度や派遣時期の優先度）
- イ ボランティアの登録、保険加入、身分証明書発行等の手続き
- ウ ボランティアが希望する支援活動現場の調整
- エ 支援活動現場までの経路確認、活動に必要な用具の調達
- オ ボランティア・センターへ帰着後に、支援活動実施内容の把握

これらの運営は、ボランティア班、災ボラ、瀬谷区社会福祉協議会が協力して実施しますが、状況によってはボランティアを希望する区民の方を募集します。

(4) ボランティア・センターの廃止

被災住民からの支援活動要請が少なくなる等、ボランティア・センターの役割が小さくなってきた場合、ボランティア班は「瀬谷区災害対策本部」と調整しつつ、センターの廃止を検討します。

センターが廃止された場合には、瀬谷区及び災ボラのホームページで一般に広報することとしています。

第3部 災害時の対応(応急時災害対策)

第1章 瀬谷区災害対策配備体制

1 防災組織体制

風水害に対する応急活動を行う場合には、雨の状況、被害の状況等により、様々な場面が想定されます。

具体的には、次のような状況が想定されます。

- (1) 気象警報・水防警報が発令された場合や、台風が接近している場合で、今後気象が悪化して、河川の増水による氾濫、がけ崩れ等の被害が予想される場合
- (2) 集中豪雨または台風により、局地的に被害が発生し始めた場合
- (3) 集中豪雨または台風による被害の拡大が続き、全市的に大規模な被害が発生した場合

特に近年は、局地的な集中豪雨により、特定の地域に被害が集中するようなこともあり、瀬谷区としても気象状況を的確に収集して、迅速な初動体制を確立し、続いて、災害の状況に応じた早期の人員の増強を行う必要があります。

また、災害発生時、瀬谷区災害対策本部の各班が行う応急活動については、災害の状況に応じて、緊急度や必要とされる人員が変わります。各班の人員は、予め動員職員を定めておきますが、緊急度が高く、また動員数が不足している班に対しては、即座に応援できる体制を整えておく必要があります。

2 災害対策警戒本部

瀬谷区内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らないときは、瀬谷区災害対策警戒本部を設置します。

原則、災害対策警戒本部長は副区長とし、1号配備・1号強配備・2号配備の配備体制のもと、災害対策警戒本部の指揮にあたります。

ア 1号配備

(ア) 配備基準

気象警報、水防警報発令時。

(イ) 配備体制

局地的な被害の発生が予想される場合、または発生した場合に対応するため、情報収集を行うことができる体制とします。

(ウ) 想定される業務

- ① 瀬谷区災害対策警戒本部を設置して、職員の配備状況について確認を行い、市警戒本部（危機管理室）と連絡調整を行います。
また、必要に応じて、災害対策警戒本部会議を開催します。
- ② 気象情報について確認するとともに、瀬谷消防署、瀬谷警察署、必要に応じて相模原土木事務所等からの関係機関から、被害状況の情報収集を行います。
- ③ 災害が発生した場合には、瀬谷消防署、瀬谷警察署、相模原土木事務所等と連携を図り、パトロールや現場処理等の対応にあたります。
- ④ 瀬谷区民、報道機関等からの電話対応にあたります。

(エ) 災害対策警戒本部会議の開催

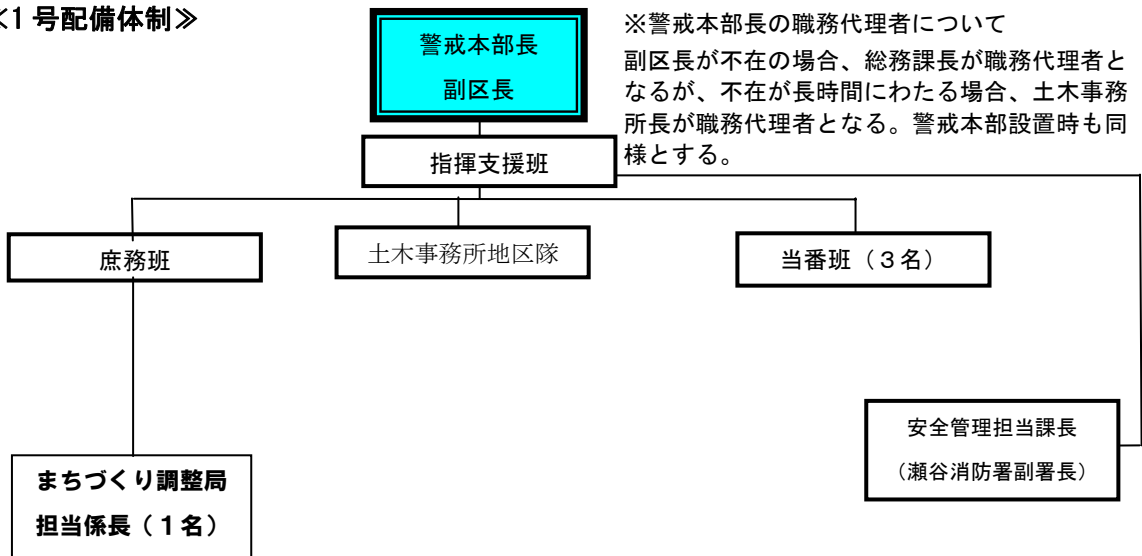
a 構成員

警戒本部長・指揮支援班・庶務班・土木事務所地区隊・当番班・
安全管理担当課長

b 決定事項

- ① 各班から活動報告を受け、各班に対して必要な指示を出し、災害対策の基本方針を決定します。
- ② 気象情報、被害状況の推移経過から、災害が拡大すると判断した場合、1号強配備以降の配備体制への移行を決定します。災害対策本部への移行を決定した場合には、災害対策警戒本部を廃止します。
- ③ 設置基準とした気象警報等が解消され、被害の発生がないとき、また区域に被害の発生する恐れが解消したと認めるときは、災害対策警戒本部の廃止を決定します。

《1号配備体制》



イ 1号強配備

(ア) 配備基準

1号配備時で、局地的な被害の発生が予想、または発生した場合。

(イ) 配備体制

1号配備を強化するものとして、応急処置及び防除活動の準備を行うことができる体制とします。

(ウ) 想定される業務

- ① 瀬谷区災害対策警戒本部を設置して、職員の配備状況について確認を行い、市警戒本部(危機管理室)と連絡調整を行います。また、必要に応じて、災害対策警戒本部会議を開催します。
- ② 気象情報について確認するとともに、瀬谷消防署、瀬谷警察署、相模原土木事務所等からの関係機関から、被害状況の情報収集を行います。
- ③ 避難所等の広報活動の準備、避難所開設の準備、仮設救護所の設置等を行い、応急処置及び防除活動の準備を図ります。
- ④ 小災害が発生した場合には、瀬谷消防署、瀬谷警察署、相模原土木事務所等と連携を図り、パトロールや現場処理等の対応にあたります。なお、新たに配備されるまちづくり調整局指定職員と連携して、がけ崩れ対応にあたります。
- ⑤ 瀬谷区民、報道機関等からの電話対応にあたります。

(エ) 災害対策警戒本部会議の開催

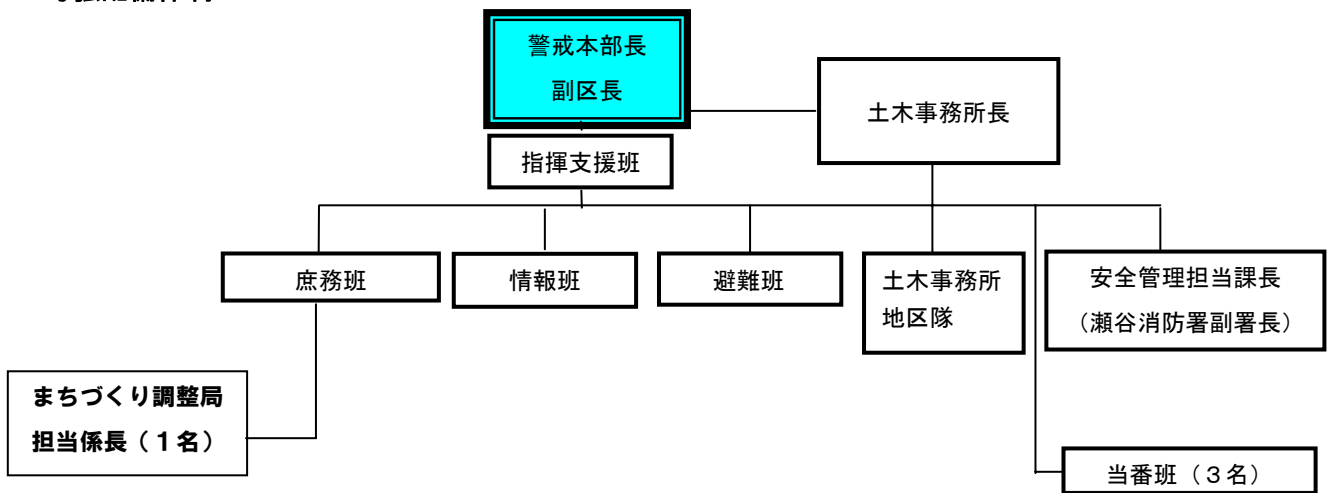
a 構成員

警戒本部長・土木事務所長・指揮支援班・庶務班・情報班・避難班・土木事務所地区隊・当番班・安全管理担当課長

b 決定事項

- ① 各班から活動報告を受け、各班に対して必要な指示を出し、災害対策の基本方針を決定します。
- ② 収集した情報をもとに、避難勧告等の要否について協議を行い、警戒本部長に進言を行います。
- ③ 気象情報、被害状況の推移経過から、災害が拡大すると判断した場合、2号配備以降の配備体制への移行を決定します。災害対策本部への移行を決定した場合には、災害対策警戒本部を廃止します。
- ④ 設置基準とした気象警報等が解消され、被害の発生がないとき、また区域に被害の発生する恐れが解消したと認めたときは、災害対策警戒本部の廃止を決定します。

《1号強配備体制》



ウ 2号配備

(ア) 配備基準

瀬谷区内で災害が発生し始めた場合。

(イ) 配備体制

瀬谷区内で局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合に対応するため、応急及び防除活動を行うことができる体制とします。

(ウ) 想定される業務

- ① 瀬谷区災害対策警戒本部を設置して、職員の配備状況について確認を行い、市警戒本部（危機管理室）と連絡調整を行います。また、必要に応じて、災害対策警戒本部会議を開催します。
- ② 気象情報について確認するとともに、瀬谷消防署、瀬谷警察署、相模原土木事務所等からの関係機関から、被害状況の情報収集を行います。
- ③ 災害の状況に応じて、避難所等の広報活動、避難所の開設、仮設救護所の設置、区内病院の受入態勢の確認、被害地域の防疫の準備、衛生対策等を行い、応急及び防除活動への対応を図ります。
- ④ 災害が発生した場合には、瀬谷消防署、瀬谷警察署、相模原土木事務所等と連携を図り、パトロールや現場処理等の対応にあたります。
- ⑤ 指揮支援班は、本部長の指示により緊急度の高い班活動に加わり、各班の応援等、臨機応変な活動を行い、応急及び防除活動への対応を図ります。
- ⑥ 瀬谷区民、報道機関等からの電話対応にあたります。

(エ) 災害対策警戒本部会議の開催

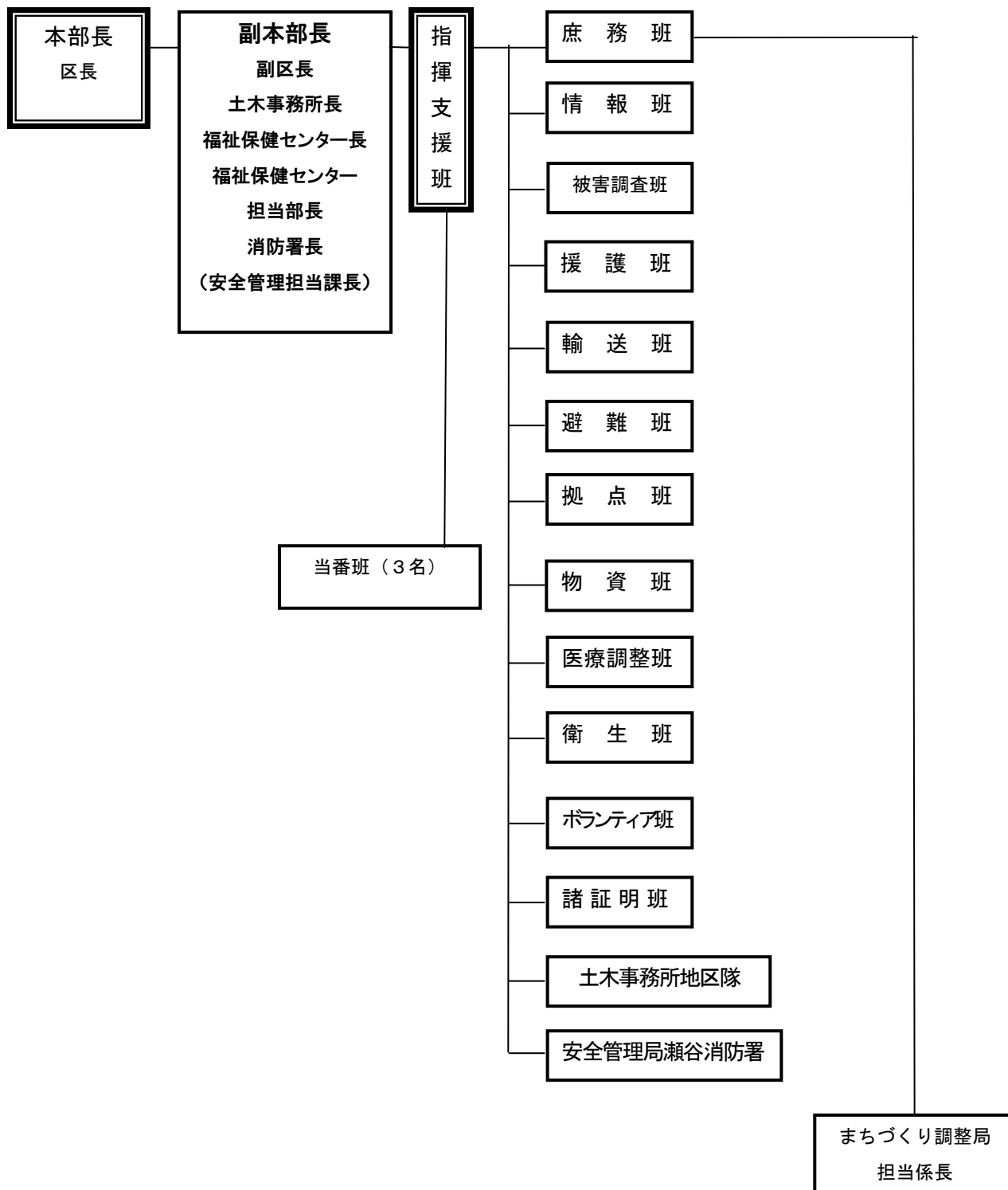
a 構成員

警戒本部長・土木事務所長・安全管理担当課長・庶務班長・情報班長・指揮支援班長・避難班長・医療調整班長・衛生班長・土木事務所地区隊長・安全管理担当課長

b 決定事項

- ① 各班から活動報告を受け、各班に対して必要な指示を出し、災害対策の基本方針を決定します。
- ② 指揮支援班が加わる班活動を決定します。
- ③ 収集した情報をもとに避難勧告等の要否について協議を行い、警戒本部長に進言を行います。
- ④ 気象情報、被害状況の推移経過から、災害が拡大すると判断した場合、災害対策本部もしくは3号配備以降の配備体制への移行を決定します。災害対策本部への移行を決定した場合には、災害対策警戒本部を廃止します。
- ⑤ 設置基準とした気象警報等が解消され、被害の発生がないとき、また区域に被害の発生する恐れが解消したと認めたときは、災害対策警戒本部の廃止を決定します。

《2号配備体制》



- ※ 指揮支援班：災害の状況に応じて、本部長の指示により必要な班活動に加わる。
- ※ 各班の動員は、管理職が中心に編成される。

3 災害対策本部

瀬谷区内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、防災の推進を図る必要があるときは、瀬谷区災害対策本部（警戒本部）を設置します。

災害対策本部長は区長とし、3号配備・4号配備・5号配備の配備体制のもと、災害対策本部の指揮にあたります。

また、災害対策副本部長は、副区長・福祉保健センター長・福祉保健センター担当部長・土木事務所長・消防署長とし、本部長を補佐します。

ア 3号・4号・5号配備

(ア) 配備基準と配備体制

	被害想定	配備体制	参集職員数
3号	数区にわたって災害が発生した場合	災害の発生が数区にわたり、更に拡大する可能性が強く、災害防除の措置を強化して、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制	全職員の40%程度の職員
4号	数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合	数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制	全職員の70%程度の職員
5号	市内全域に被害が発生している場合	市内全域に被害が発生している場合、または増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制	全職員

(イ) 想定される業務

3号・4号・5号配備においては全班が動員され、災害防除及び措置の強化を図ります。

想定される業務は次のとおりです。被害発生時の緊急対応期においては、被害調査班、物資班、諸証明班、輸送班、拠点班、衛生班、ボランティア班は、必要最小限の人員で活動準備を行い、それ以外の職員は指揮支援班の活動を行います。

- ① 瀬谷区災害対策本部（警戒本部）を設置して、職員の配備状況について確認を行い、危機管理室（市警戒本部）と連絡調整を行います。また、必要に応じて災害対策本部会議を開催します。
- ② 気象情報について確認するとともに、瀬谷消防署、瀬谷警察署、相模原土木事務所等からの関係機関から、被害状況の情報収集を行います。
- ③ 災害の状況に応じて、避難所等の広報活動、避難所の開設、仮設救護所の設置・区内病院の受入態勢の確認、被害地域の防疫の準備・衛生対策、区内の被害状況の調査、物資集配拠点の設置、罹災証明関係書類の準備、輸送手段の確保、特別避難所の設置・遺体安置所の設置、区内市立保育園の連絡調整等を行い、応急及び防除活動への対応を図ります。
- ④ 災害が発生した場合には、瀬谷消防署、瀬谷警察署、相模原土木事務所等と連携を図り、パトロールや現場処理等の対応にあたります。
- ⑤ 指揮支援班、被害調査班、物資班、諸証明班、輸送班、拠点班、衛生班、ボランティア班は、本部長の指示により緊急度の高い班活動に加わり、各班の応援等、臨機応変な活動を行い、応急及び防除活動への対応を図ります。

- ⑥ 瀬谷区民、報道機関等からの電話対応にあたります。

(ウ) 災害対策本部会議の開催

a 構成員

本部長、副区長、福祉保健センター長・福祉保健センター担当部長・土木事務所長・消防署長・庶務班長・情報班長・指揮支援班長・避難班長・医療調整班長・被害調査班長・物資班長・諸証明班長・輸送班長・拠点班・援護班長・衛生班長・ボランティア班長・土木事務所地区隊長・消防署副署長

b 決定事項

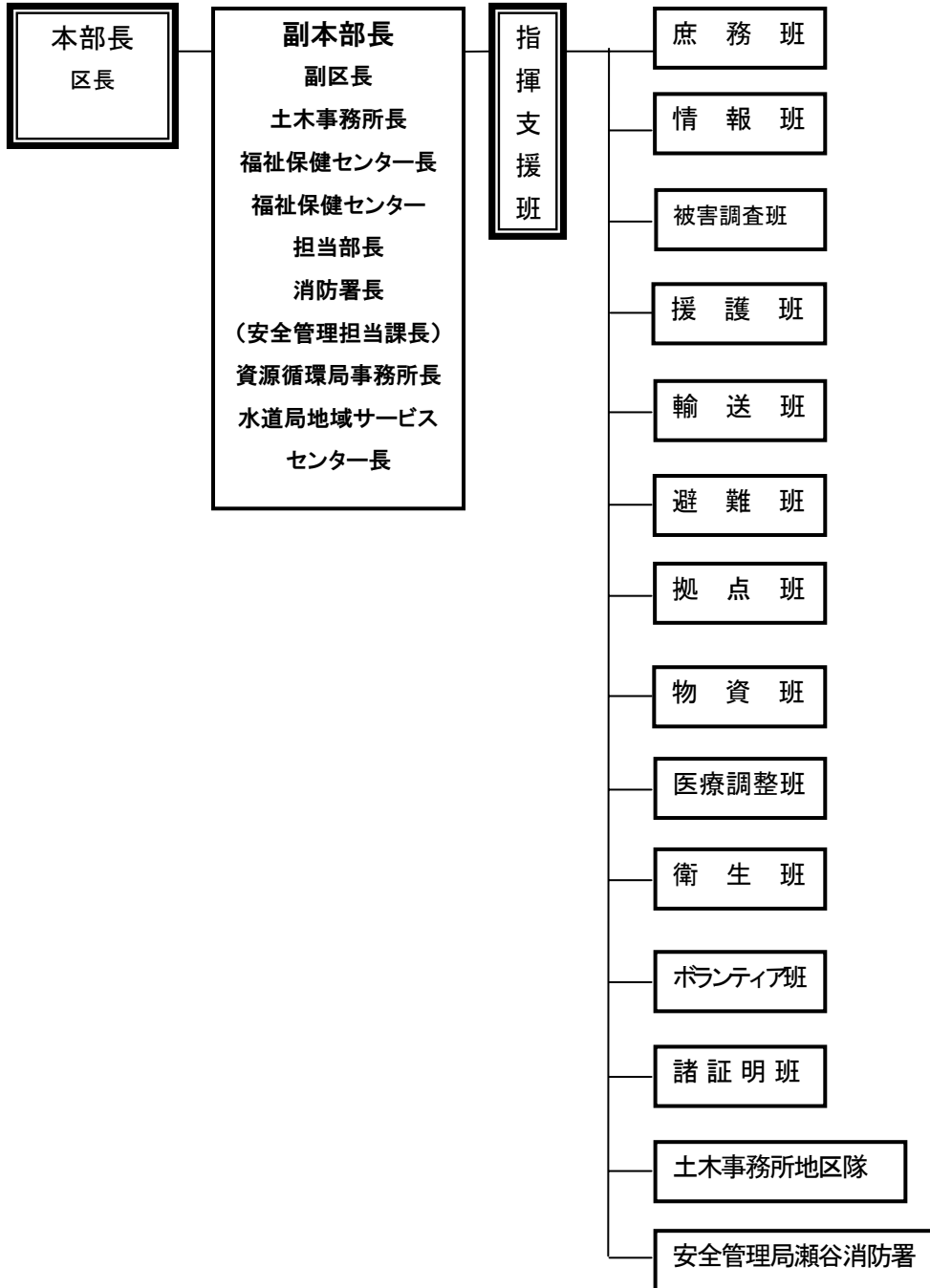
- ① 各班から活動報告を受け、各班に対して必要な指示を出し、災害対策の基本方針を決定します。
- ② 被害調査班、物資班、諸証明班、輸送班、拠点班、衛生班、ボランティア班のうち、指揮支援班に加わる職員数を決定し、指揮支援班に加わる班活動を決定します。
- ③ 収集した情報をもとに、避難勧告等の要否について協議を行い、本部長に進言を行います。
- ④ 気象情報、被害状況の推移経過から、災害が拡大すると判断した場合、3号配備・4号配備・5号配備へと配備体制の拡大を決定します。
- ⑤ 区内の防災関係機関の応援を必要とする場合は、防災関係機関の応援の要請を決定します。
- ⑥ 他の区の地区隊から応援を必要とする場合は、本部長が地区隊を所管する局長と協議し、派遣の要請を決定します。
- ⑦ 区内の被害が甚大となり、災害応急活動、応急復旧活動において各班の活動人員の増強が必要と認めるとき、支援職員の

派遣の要請を決定します。

⑧ 次の事項に該当するとき、災害対策本部の廃止または災害対策警戒本部への縮小を決定します。

- ・区域内において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、または災害応急対策が概ね完了したと認められるとき
- ・災害対策警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき
- ・その他本部長が認めたとき

《3号・4号・5号配備体制》



※ 指揮支援班：災害の状況に応じて、本部長の指示により必要な班活動に加わる。

第2章 各班の役割

1 指揮支援班（班長：総務課長）

災害が発生した場合、各班の役割の緊急度に差異が生じることが想定されます。

こうした課題に対応するため、指揮支援班は、1号体制から動員され、災害対策（警戒）本部長の命により、災害の状況に応じて緊急度の高い班活動に加わり、迅速かつ柔軟に災害対応にあたる必要があります。

なお、指揮支援班は、支援する班の事務分掌及び留意事項を参照して、業務に携わります。

2 庶務班（班長：庶務係長）

庶務班は、災害対策（警戒）本部の設置・運営、対策会議の開催、一連の記録の作成、本部長命令の伝達、各班及び関係機関との連絡調整等の、災害対策（警戒）本部の全体調整を行うほか、他班に属しない事務を所掌するため、各部署と連携したうえで、早期段階から臨機応変に対応する必要があります。

瀬谷区内で局地的な災害が発生し始めたときに参集される1号配備の段階で、庶務班が動員されます。

この他、①区民の問い合わせの対応や、災害の状況に応じて、②区庁舎の保全管理等の業務にあたります。

3 情報班（班長：区政推進課長）

情報班は、相模原土木事務所やライフライン関係機関、また他班と情報収集・意見交換を行って、迅速・確実な災害対応をとることができるよう、災害情報を常に適格に把握する必要があります。

また、ホームページや瀬谷区メールマガジンなどのEメールの運用も

行います。

従って、初動体制の1号強配備から動員され、積極的に各部署から情報収集を行います。

この他、災害の状況に応じて、現地での災害情報の広報等の業務に当たります。

4 被害調査班（班長：学校支援・連携担当課長）

被害調査班は、災害の発生が数区にわたり更に拡大する可能性が強い場合の2号配備から動員されますが、被害発生時の緊急対応期においては、必要に応じて、庶務班、情報班と連携して区内の被害状況の調査にあたります。

この他、災害の状況に応じて、①り災証明発行の支援、②災害廃棄物の解体・撤去申請の受付の業務にあたります。

【留意事項】

緊急対応期においては、必要最小限の人員のみで班を維持して活動準備を行い、それ以外の職員は、指揮支援班の活動を行います。

5 物資班（班長：税務課長）

物資班は、災害の発生が数区にわたり更に拡大する可能性が強い場合の、2号配備から動員され、被害発生時の緊急対応期においては、必要に応じて、物資集配拠点の設置・運営にあたります。

この他、災害の状況に応じて、①輸送班・避難班・医療調整班・救護班と連携して不足救援物資の把握、②食料及び救援物資等の調達・受入・配分の業務にあたります。

【留意事項】

緊急対応期においては、必要最小限の人員のみで班を維持して活動準備

備を行い、それ以外の職員は、指揮支援班の活動を行います。

6 輸送班（班長：保険年金課長）

輸送班は、災害の発生が数区にわたり更に拡大する可能性が強い場合の、2号配備から動員され、被害発生時の緊急対応期においては、必要に応じて、輸送手段の確保にあたります。

この他、災害の状況に応じて、①赤帽・その他輸送業者との連絡調整、②物資班の配分した食料及び救援物資等の安全・迅速な輸送の業務にあたります。

【留意事項】

緊急対応期においては、必要最小限の人員のみで班を維持して活動準備を行い、それ以外の職員は、指揮支援班の活動を行います。

7 避難班（班長：地域振興課長）

避難班は、被害が発生して避難所開設が必要な場合、即座に、避難所関係者（自治会・町内会長）へ連絡する必要があります。

従って、局地的な被害の発生が想定される場合の1号強配備から動員され、早期段階から避難所開設に向けた準備を行います。

この他、災害の状況に応じて、①現地に出向いて避難所開設の準備、②区民の避難援助、③災害発生地点での避難誘導、④地区センターやスポーツセンター等の施設の情報収集の業務にあたります。

8 拠点班（班長：税務課担当課長）

拠点班は、局地的な被害の発生が想定される場合の2号配備から動員され、避難所開設に向けた準備を行います。

避難班と協力し、主に物資の調達等の連絡調整を中心に活動します。

【留意事項】

緊急対応期においては、必要最小限の人員のみで活動準備を行い、それ以外の職員は、指揮支援班の活動を行います。

9 援護班（班長：高齢・障害支援課長）

援護班は、災害の発生が数区にわたり更に拡大する可能性が強い場合の、2号配備から動員され、①特別避難所の設置・運営・管理、②特別避難場所の福祉保健サービスの把握・対応、③生活相談、④遺体安置所の設置・運営、⑤災害弔慰金の支払い、⑥災害援護資金の貸付け、⑦要援護者の安全確保、⑧避難所の巡回、⑨行方不明者の把握等を行います。

10 医療調整班（班長：福祉保健課長）

医療調整班は、負傷者の発生状況を情報班または避難班から早期に入手して、仮設救護所の設置、区内病院等の受入体制の確認等の対応を早急に行う必要があります。

従って、局地的な被害の発生が想定される場合の1号強配備から動員され、早期段階から仮設救護所の設置等に向けた準備を行います。

この他、災害の状況に応じて、①市内・県内医療機関の受入体制の確認、②区民からの医療相談への対応、③仮設救護所の不足医療薬品等の補充手続き、④医療ボランティアの対応等の業務にあたります。

11 衛生班（班長：生活衛生課長）

衛生班は、被害が発生した場合には、被害地域の防疫及び衛生対策を即座に行う必要があります。

従って、瀬谷区内で局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合の2号配備から動員され、早期段階から被害地域の衛生対

策等に向けた準備を行います。

この他、災害の状況に応じて、①動物の保護・収容の調整の業務にあたり
ます。

【留意事項】

緊急対応期においては、必要最小限の人員のみで活動準備を行い、それ
以外の職員は、指揮支援班の活動を行います。

12 ボランティア班（班長：こども家庭支援課長）

ボランティア班は、災害の発生が数区にわたり更に拡大する可能性が強
い場合の2号配備から動員されますが、被害発生時の緊急対応期において
は、区内市立保育園の連絡調整を行います。

その他、災害の状況に応じて、①ボランティアとの連絡調整の業務にあ
たります。

【留意事項】

緊急対応期においては、必要最小限の人員のみで活動準備を行い、それ
以外の職員は、指揮支援班の活動を行います。

13 諸証明班（班長：戸籍課長）

諸証明班は、災害の発生が数区にわたり更に拡大する可能性が強い場合
の、2号配備から動員されますが、被害発生時の緊急対応期においては、
必要に応じて、り災証明関係書類や広報の準備を行います。

この他、災害の状況に応じて、①死亡届の受理及び火埋葬許可の業務、
②義援金の受付・配分、③市税減免の手続きの業務にあたります。

【留意事項】

緊急対応期においては、必要最小限の人員のみで活動準備を行い、それ
以外の職員は、指揮支援班の活動を行います。

14 土木事務所地区隊（班長：土木事務所副所長）

土木事務所地区隊は、初動体制の 1 号配備から動員され、風水害が予測される場合、土のうの準備、浸水常襲区域のパトロールなどを行います。

管内の道路、橋梁、河川、下水道等に被害が発生した場合は、即座に現地に向かい応急修理及び復旧対応をとる必要があります。具体的な作業としては土のうによる止水、道路冠水や家屋の浸水を解消するため街きょ柵の清掃やポンプによる排水、交通規制等を行います。

【留意事項】

土木事務所地区隊にあつては、道路部部長・環境創造部部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。

■ 各班の所掌事務

班 名	班 長	業 務 内 容
指揮支援班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長命令の伝達に関すること。 3 他班の活動の支援に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
庶務班	庶務係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の庶務に関すること 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括及び報道対応に関すること。 5 災害対策計画の立案及び実施に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 避難勧告、指示に関すること。 8 職員応援要請に関すること。 9 支援職員の受入れに関すること。 10 他都市応援職員の受け入れに関すること。 11 救援活動拠点の選定に関すること。 12 職員の動員に関すること。 13 職員の厚生に関すること。 14 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 15 庁舎の管理保全に関すること。 16 所管車両の保全に関すること。 17 区本部の予算、経理に関すること。 18 区災害応急対策計画の策定に関すること。 19 区災害復旧計画の策定に関すること。 20 他の班の所管に属さないこと。 21 その他特命事項に関すること。
情報班	区政推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 3 被害状況の集約に関すること。 4 応急対策活動の集約に関すること。 5 災害関連情報の広報に関すること。 6 通信機器、防災情報システム等の保全に関すること。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。
被害調査班	学校支援・連携 担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査に関すること。 2 り災証明の発行のための損壊判定調査に関すること。 3 災害廃棄物の解体・撤去申請の受付に関すること。
物資班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資集配拠点の設置及び運営に関すること。 2 食糧及び救援物資等の受け入れ及び配分に関すること。 3 食糧及び救援物資等の調達に関すること。 4 不足救援物資等の把握に関すること。

輸送班	保険年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧及び救援物資等の輸送に関する事。 2 赤帽、その他輸送業者との連絡調整に関する事。 3 自動車、その他輸送手段の確保に関する事。
避難班	地域振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 一時避難所、避難所の避難者の把握に関する事。 2 避難者の安全確保に関する事。 3 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。
拠点班	税務課担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の管理運営に関する事。 2 避難所関係者との連絡調整に関する事。
援護班	高齢・障害支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者のための特別避難場所の設置及び運営に関する事。 2 要援護者の安全確保に関する事。 3 避難所等の巡回による要援護者の状況調査に関する事。 4 遺体安置所の設置及び運営に関する事。 5 行方不明者の把握に関する事。 6 被災者の生活相談に関する事。 7 引取人のいない焼骨の取り扱いに関する事。 8 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 9 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。
医療調整班	福祉保健課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設救護所の設置及び運営に関する事。 2 負傷者の医療援護に関する事。 3 医薬品、器材等の調達に関する事。 4 医療機関の被害状況の把握に関する事。 5 診療可能医療機関の情報提供に関する事。 6 遺体の検案処理に関する事。 7 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事。 8 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 9 精神医療相談窓口の開設に関する事。 10 避難所等の巡回診療に関する事。
衛生班	生活衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関する事。 2 被災者の生活衛生に関する事。 3 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。 4 防疫用薬剤、器材等の調整に関する事。 5 動物の保護収容に関する事。
ボランティア班	子ども家庭支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。

<p>諸証明班</p>	<p>戸籍課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。 2 損壊家屋に係るり災証明の発行に関する事。 3 義援金の交付に関する事。
<p>土木事務所 地区隊</p>	<p>土木事務所 副所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の被害状況の把握及び伝達に関する事。 2 管内の道路、橋梁、河川、下水道等の応急修理及び復旧に関する事。 3 区災害対策本部（警戒本部）等との連絡調整に関する事。 4 工事箇所の応急対策に関する事。 5 施設の保全に関する事。

第3章 関係機関との連携体制

1 瀬谷消防署との連携

風水害が発生した場合、迅速・的確な対応を図るため、瀬谷消防署と連携して、火災・人命救助等に関する情報の収集及び連絡調整を行います。

ア 瀬谷消防署への職員派遣

災害の状況に応じて、庶務班職員を瀬谷消防署の本部に派遣して、火災・人命救助等についての状況を情報班に報告します。

イ 夜間・休日における連携体制

夜間・休日に突発的な大雨等により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、消防署が区役所に代わって実施できる事項は次の通りです。

① 初期情報の提供

消防署から総務課長・総務課危機管理担当係長に発災初期の情報を連絡します。

② 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関係部署（土木事務所等）から収集した情報を消防署でとりまとめます。

③ 市民への情報提供

緊急情報（河川の水位状況など迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を市民に提供します。

④ 避難所の開設要請

緊急の場合（住民に危険が及ぶおそれがあると認めた場合）に消防署から電話により避難所の開設を関係者に要請します。

ウ 瀬谷消防署の配備体制

瀬谷消防署は、災害の状況に応じて、風水害対策会議、警戒地区本部、または地区本部を設置します。

なお、消防地区本部にあつては、安全管理担当課長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。

2 相模原土木事務所との連携

横浜市では、迅速・的確な避難勧告発令等の判断ができるよう、横浜市災害対策本部長・横浜市災害対策警戒本部長・相模原土木事務所長との間に常に情報交換して、風水害時の連絡体制の強化を図っています。

風水害が発生した際、境川の水位に関する情報等、相模原土木事務所が所有する水防に関する情報、また区役所が所有する区民の避難状況等の情報を即座に連絡交換し、災害時の被害の防止を図ります。

<今後の検討事項>

局地的な豪雨による河川の洪水情報など相模原土木事務所が集約した避難情報について、道路局などと連携を図り、瀬谷区民に早期伝達できる体制の構築の検討を進めるよう働きかけます。

3 瀬谷警察署との連携

風水害が発生した場合、被害状況等に関する情報の連絡調整を行います。これにより、迅速・的確な被害対応を図ると同時に、区内の災害状況の共有化を図って、被害の拡大を防止します。

また、避難所や住民が避難した空家等を中心に防犯パトロールを実施し、治安維持に努めます。

4 ライフライン関係機関との連携

風水害が発生した場合、東京電力(株)瀬谷支社、東京ガス(株)横浜支店、東日本電信電話(株)と、ライフラインに関する情報の連絡調整を行います。

これにより、災害対策（警戒）本部が区内のライフライン情報を早期に把握し、被害の拡大防止を図ります。

今後、瀬谷区防災対策連絡協議会を通じて、情報連絡体制のさらなる強化等について検討し、ライフライン関係機関との連携強化を図ります。



第4章 避難勧告等の発令

避難勧告等には、①避難準備情報(自主避難等)、②避難勧告、③避難指示があります。①避難準備情報(自主避難等)は、避難行動に時間を要する要援護者等に対して、早い段階で避難行動の開始を求めるために発令するもので、区長名で実施します。

②避難勧告は、災害の発生が予測される地域の全住民に対して、風水害による人的災害の被害の発生を未然に防止し、迅速かつ円滑な避難を実施するために、避難のための立退き勧告をするもので、災害対策基本法第60条に基づいて、区長名で実施します。複数の区にまたがる広域的な避難を行う必要があるときは、市長名で実施します。

③避難指示は、洪水により著しい危険が切迫して、急を要すると認められたときに、避難のための立退き指示するもので、災害対策基本法第60条及び水防法29条に基づいて、水防管理者である区長名で実施します。

* 避難勧告、避難指示に関する条文

[災害対策基本法]

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

※ 横浜市では、「横浜市区長委任規則」第1項第1号の規定により、「災害対策基本法第60条の規定に基づく避難のための立退きの勧告及び指示に関すること」は、区長へ委任されています。

[水防法]

(立退きの指示)

第二十九条 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

1 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令基準は、気象状況等の様相により異なり、一律に設定することは困難であるが、水害・土砂災害・高潮災害に応じて、次の事項等を総合的に判断して避難勧告等を発令します。

	避難準備情報 (自主避難等)	避難勧告	避難指示
水 害	<ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報発令の場合 破堤につながるような漏水等を発見した場合 境橋水位観測所が避難判断水位に到達した場合 一定時間後に境橋水位観測所がはん濫危険水位に到達されると予測される場合 引き続き大雨が降り続くと予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報発令の場合 破堤につながるような漏水等を発見した場合 境橋水位観測所が避難判断水位に到達した場合 一定時間後に境橋水位観測所がはん濫危険水位に到達すると予測される場合 引き続き大雨が降り続くと予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 境橋水位観測所がはん濫危険水位に到達した場合 堤防が決壊した場合

	避難準備情報 (自主避難等)	避難勧告	避難指示
土 砂 災 害	<ul style="list-style-type: none"> 先行降雨の状況や、以降の降雨予測等に関する情報から、比較的短い時間内に避難勧告欄に記載の降雨量に到達すると予測される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 前日までの総降水量 100mm 以上の場合で、当日の日降水量が 50mm を超え、時間降水量が 30mm 程度の強雨が降り始めた場合 前日までの総降水量が 40～100mm 以上の場合で、当日の日降水量が 80mm を超え、時間降水量が 30mm 程度の雨が降り始めた場合 前日まで降雨がない場合で、当日の日降水量が 100mm を超え、時間降水量が 30mm 程度の強雨が降り始めた場合 落石の発生、地響き等の特異な現象が現れた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告欄に記載の降雨量を相当量上回り、なお強雨が数時間続くと予想される場合

2 瀬谷区民に求める行動

瀬谷区民は、避難勧告等が発令された場合、自らの安全を確保し（自助）、地域ぐるみで協力して（共助）、指定された避難所に迅速に避難するよう努めます。なお、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難します。

避難勧告等（避難準備情報(自主避難等)、避難勧告、避難指示）の各段階における、瀬谷区民に求める行動については、（P28～「瀬谷区に関する情報の提供」、P30～「その他の情報の提供」参照）のとおり

です。

3 避難勧告等の発令の手順

ア 情報の収集

瀬谷消防署、瀬谷警察署、相模原土木事務所等の関連機関から、被害発生状況等の情報を収集します。住民に危険が差し迫っている場合には、ただちに区災害対策本部（警戒本部）に報告するよう要請します。

イ 避難勧告等の発令の判断

各機関の情報や現場の状況から、瀬谷区民を避難させる必要があると判断した場合には、対象地域、避難場所、避難経路について確認し、区長名で避難勧告等を発令します。

ウ 避難勧告等の伝達

避難勧告等の内容を伝える手段としては、広報車、ファクシミリ・電話、瀬谷区メールマガジン、防災情報Eメール等がありますが（P 28～「瀬谷区に関する情報の提供」、P 30～「その他の情報の提供」参照）、これら情報受伝達手段を利用して、区民に明確に伝えます。

< 広報例 >

【避難準備情報(自主避難等)】

こちらは瀬谷区災害対策本部（警戒本部）です。○時○分に、○○地区に対して避難準備情報(自主避難等)を発令しました。お年寄りの方等、避難に時間がかかる方は、直ちに○○へ避難してください。その他の方も、避難の準備を始めて下さい。十分な時間がない方は、近くの安全な建物や高いところに避難して下さい。○時間後には境川の

水位が上昇し、危険な水位に達する恐れがあります。近所の方にも声をかけてください。

【避難勧告】

こちらは瀬谷区災害対策本部（警戒本部）です。○時○分に、○○地区に対して避難勧告を発令しました。直ちに○○へ避難してください。十分な時間が無い方は、近くの安全な建物や高いところに避難して下さい。○時間後には境川の水位が上昇し、危険な水位に達する恐れがあります。近所の方にも声をかけて避難してください。

【避難指示】

こちらは瀬谷区災害対策本部（警戒本部）です。○時○分に、○○地区に対して避難指示を発令しました。堤防が決壊して大変危険な状況です。直ちに○○への避難を完了してください。避難場所まで行けない方は、建物の2階以上や高いところへ、急いで避難してください。

なお、浸水により、○○は通行できません。近所の方にも声をかけて避難してください。

エ 避難勧告等の発令の報告

避難勧告等の発令後、速やかに市災害対策本部又は危機管理室にホットライン等で口頭報告すると共に、ファクシミリも送信します。

また、瀬谷消防署、瀬谷警察署、相模原土木事務所にも同様に報告し、状況によっては現地での対応について協議します。

第5章 災害応急活動

1 水防活動

ア 河川等の監視、警戒

(ア) 常時監視

瀬谷土木事務所、瀬谷消防署等は、随時、区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局及び河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

(イ) 非常警戒

気象の悪化が予想される時は、監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じます。

(ウ) 重要水防区域及び箇所等、その他の重点警戒箇所

常時警戒及び非常警戒にあたっては、特に次の箇所を重点して行います。

- ① 浸水警戒区域及び浸水想定区域
- ② 護岸工事等の施工中の箇所、浸水履歴のある箇所

2 がけ崩れ災害応急活動

災害対策（警戒）本部長は、防災情報システムにより区域の降雨量を把握するとともに、大雨警報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき、または区内に相当の降雨があったときは、瀬谷土木事務所及び瀬谷消防署と協力し、次により住民の早期の避難対策を講じます。

また、大雨警報が発表された場合には、まちづくり調整局指定職員と連携して対応を図ります。

ア 前兆現象等の早期把握

防災情報システムにより局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、がけ崩れの前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努め、住民の安全に関する情報を最優先に収集・伝達します。

イ がけ地の緊急警戒・巡視

がけ崩れ災害の発生が予想される場合は、次の箇所を重点にがけ地の警戒・巡視体制を強化します。

- ① がけ崩れ警戒区域
- ② 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施行前、施工中のものを重点に行う）及び急傾斜地崩壊危険箇所
- ③ 土砂災害警戒区域
- ④ 宅地造成中の箇所（施工者への災害防止指導）
- ⑤ 災害経歴箇所（特に最近がけ崩れがあった箇所を重点に行う）

ウ 住民等への情報伝達

がけ崩れの発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係機関、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行います。特に、具体的に危険が予想される災害警戒区域の住民等に対しては、個別伝達に努めます。

第4部 その他の災害対応

第1章 雪害対策

1 想定される災害

大雪により想定される災害は、次のとおりとします。

- ① 人的被害（転倒、交通事故、物的損壊に伴う死傷等）
- ② 物的被害（家屋の損壊、倒木等による物的破損）
- ③ 交通被害（道路交通の不通、鉄道・バスの運休等）
- ④ ライフライン被害（電線及び電話線の切断による停電・断水及び通信の途絶等）

2 雪害対策の体系

雪害対策は都市災害的な要素が強く、災害の想定、事前対策及び応急対策が本編各部に定められた内容と異なることが多くあります。

例えば、災害対策警戒本部は、大雪注意報が発令された段階で災害対策警戒体制が設置されます。これは、瀬谷区を含め、雪に不慣れな首都圏では、わずかな積雪でも重大な災害の要因となる可能性が大きいからです。

以下には、防災組織体制、応急活動等で、雪害対策として特に必要な対策について定めます。

なお、本項目に定めのない事項は、本編各部に基づくものとします。

事前対策	■ 資機材の整備及び維持管理 ■ 資機材の緊急調達	
応急対策	■ 防災組織体制	① 災害対策警戒体制 ② 災害対策警戒本部 ③ 災害対策本部 ④ 職員の配備

応急対策	■ 応急活動	① 情報の収集 ② 情報の受伝達 ③ 除雪・凍結防止活動 ④ 被災者等の受け入れ ⑤ 本市管理施設の応急対策 ⑥ 情報の提供
応急対策	■ 想定される業務	

3 事前対策

大雪による除雪・融雪・凍結防止活動等をすみやかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーン又はスタッドレスタイヤのほか、市民利用施設等では、融雪剤及びスコップ等の除雪資機材等を整備しています。

4 応急対策

大雪に伴う活動は、特に安全管理局、道路局と密接に連携を図り、早い時期に除雪活動を実施することとします。

また、現場活動においては、瀬谷区役所、瀬谷消防署、瀬谷消防団、瀬谷警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施することとします。

ア 防災組織体制

大雪注意報の発令等の場合、気象状況の推移にあわせて、①災害対策警戒体制、②災害対策警戒本部、③災害対策本部を設置して、雪害対策を図ります。

(ア) 災害対策警戒体制

設置基準	神奈川県横浜・川崎に大雪注意報（平野部で2～20cmの積雪見込み）が発表されたとき
------	---

警戒体制 統括者	副区長
配備体制	1号配備 ※ P53～「瀬谷区災害対策配備体制」と同様の配備体制
警戒体制時の措置	① 区長は、必要な資機材の点検、調達等活動体制の準備及び警戒本部に速やかに移行できる体制を確保する。また、勤務時間外は、常時連絡が取れる体制を確立し、必要に応じて職員の配備等を指示する。 ② 降雪の状況により、除雪等必要な活動を実施する。

(イ) 災害対策警戒本部

設置基準	① 神奈川県横浜・川崎に大雪警報が発表されたとき ② 区域において、積雪により都市機能の阻害が予想される場合、又は被害が発生したとき ③ 市警戒本部長が指定したとき ④ その他必要と認めるとき
警戒本部長	副区長
配備体制	1号・1号強・2号配備 ※ P53～「瀬谷区災害対策配備体制」と同様の配備体制
運営 設置及び廃止時の措置	① 警戒本部を構成する部署への通知 ② 「瀬谷区災害対策警戒本部」の標示の掲出、撤収 ③ 市警戒本部（市警戒本部未設置の場合は危機管理室）への報告

警 戒 本 部 会 議 の 開 催	警戒本部における情報の交換や活動方針について協議するため、必要に応じて警戒本部会議を開催する。
職 員 の 派 遣	土木事務所長及び安全管理担当部長は、警戒本部に情報収集・連絡調整のため、必要に応じて職員を派遣する。
廃止基準	警戒本部長は、次の場合に警戒本部を廃止する。 ① 災害対策本部が設置されたとき ② 大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき ③ その他必要と認めるとき ※ 市警戒本部設置時に廃止する場合は、市警戒本部長の承認を得るものとする。

(ウ) 災害対策本部体制

設置基準	① 道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき ② 区長が必要と認めたとき ③ 市本部長より災害対策本部設置の指示があったとき
本部長	区長
配備体制	3号・4号・5号配備

		※ P 5 3～「瀬谷区災害対策配備体制」と同様の配備体制
運	設置及び廃止時の措置	① 災害対策本部を構成する部署への通知 ② 「瀬谷区災害対策本部」の標示の掲出、撤収 ③ 市本部（市本部未設置の場合は危機管理室）への報告
	災害対策本部会議の開催	本部長は、活動方針の決定その他活動の統制を図るため、本部員を招集し、災害対策本部会議を開催する。
営	職員の派遣	土木事務所長及び安全管理担当部長は、災害対策本部に情報収集、連絡調整のため、職員を派遣する。
	廃止基準	本部長は、次の場合に災害対策本部を廃止する。 ① 区内における応急活動がおおむね完了したとき ② 区警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき ※ 市本部設置時に廃止する場合は、市本部長の承認を得るものとする。

イ 職員の配備

大雪時における職員の配備は、P 5 3～「瀬谷区災害対策配備体制」における各号配備に基づき、動員するものとします。

ウ 応急活動

(ア) 情報の収集

区災害対策（警戒）本部及び関係局はテレビ・ラジオ等の情報に注意するとともに、概ね次の分担により情報を収集し、市本部に報

告します。

また、市本部は、その結果を必要に応じて区災害対策（警戒）本部及び関係局に伝達します。

情報の種類	情報収集を担当する局区等
① 大雪に関する気象情報	安全管理局 安全管理局、道路局、区ほか
② 積雪情報	道路局、交通局
③ 道路交通情報	安全管理局（JR、私鉄）、交通局（市営地下鉄・バス）、道路局（金沢シーサイドライン）
④ 鉄道・バス運行情報	安全管理局
⑤ ライフライン情報	所管局、区
⑥ 市民利用施設の状況	教育委員会事務局
⑦ 学校の状況	各局区
⑧ 配備状況	各局区
⑨ 活動状況	安全管理局、交通局、道路局、環境創造局、被害発生関係局区
⑩ 被害情報（人的・物的）	安全管理局、区
⑪ 住民の避難情報	各局区
⑫ その他必要と認める情報	

（イ）情報の受伝達

大雪に伴う気象情報や被害情報、また職員の配備や活動状況等の情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、P 28～「瀬谷区に関する情報の提供」、P 30～「その他の情報の提供」に記載の情報

受伝達手段を活用することとします。

また、次の通信機器を活用して、必要な情報の受伝達を行います。

a 防災情報システム

区内で発生した被害状況や職員の配備状況等を入力します。

b 有線ファクシミリ

被害状況の速報として活用します。

c 防災行政用無線

有線回線の障害が生じた場合や、現場活動において市・区本部との受伝達や防災関係機関との連絡体制を確保します。

d ホットライン

市本部との緊急的な連絡及び報告を行うため、必要がある場合に開設します。

(ウ) 除雪・凍結防止活動

- ① 瀬谷土木事務所は、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、早い段階から除雪活動及び凍結防止活動を実施します。
- ② 安全管理局は、消防隊による消防水利確保のための除雪活動を行います。

(エ) 被災者等の受け入れ

区災害対策（警戒）本部は、家屋の損壊等による被災者が発生した場合、あるいは公共交通機関の途絶により帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合で、やむを得ないときは、地区センター、スポーツセンター、公会堂、地域防災拠点などの公共施設を避難所として提供し、駅職員、警察官等と協力して避難者の誘導にあたり、避

難施設の暖房、毛布等の供給など必要な協力を行います。

(オ) 瀬谷区管理施設の応急対策

各施設管理者は、横浜市防災計画『風水害対策編』のP219、210「市が管理する公共的施設」に基づき活動するほか、除雪、融雪等の措置を講じ、利用者、来訪者の安全を確保するとともに、各施設の開設状況及び大雪に関する情報、道路交通情報など適宜情報を提供することとします。

(カ) 情報の提供

区災害対策（警戒）本部は、市民生活に影響がある道路交通情報、市民利用施設の情報などについて、P28～「瀬谷区に関する情報の提供」、P30～「その他の情報の提供」に記載の情報受伝達手段を活用して、区民及び報道機関等に対する広報を実施します。

<想定される業務>

- ・区災害対策（警戒）本部等が必要とする情報の収集・伝達
- ・横浜市防災情報システム等により受信した大雪に関する情報等の瀬谷土木事務所及び防災関係機関への通報
- ・区役所利用者の安全確保
- ・被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難所の開設
- ・隣接区と協力した避難受け入れの実施
- ・避難者に対する支援
- ・区民への安全広報の実施

[瀬谷土木事務所地区隊]

- 道路交通の緊急確保
- 雪害対策道路等の決定
- 通行規制区間の設定（瀬谷警察署との協議による）
- 早期除雪活動の実施
- 事故の未然防止
- 融雪剤、凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施



「瀬谷区風水害対策検討委員会・作業部会メンバー」

【委員】

委員長：瀬谷区長 関 寛

副委員長：瀬谷区総務部長 浦川 秀登

委員：瀬谷区福祉保健センター長 水野 哲宏

委員：瀬谷区福祉保健センター担当部長 浦野 賢一

委員：瀬谷土木事務所長 岩田 雄三

委員：瀬谷消防署長 岩月 文雄

委員：瀬谷警察署長 上田 雅人

委員：環境創造局環境施設部水・緑管理課長 井上 幸一

委員：まちづくり調整局指導部宅地企画課長 谷垣 弘行

委員：瀬谷区連合町内会代表瀬谷第二地区連合自治会長 網代 宗四郎

オブザーバ：相模原土木事務所河川砂防課長 手嶋 勝夫

【作業部会】

瀬谷土木事務所副所長 渡邊 圭祐

瀬谷土木事務所下水道・公園係長 六渡 淳一

瀬谷消防署副署長 矢部 純一

瀬谷消防署警備担当課長 山本 正生

瀬谷消防署中瀬谷消防出張所長 稲村 宣泰

瀬谷警察署警備課長 米良 正憲

瀬谷区総務課長 緒賀 道夫

【事務局】

瀬谷区総務課危機管理担当係長 宇多 範泰

防災担当 岩本 高

委員会開催日：平成20年9月29日、12月18日、平成21年2月25日

(随時、作業部会を開催 合計5回)

瀬谷区防災計画 ～風水害対策編～

発行：瀬谷区風水害対策検討委員会

編集：瀬谷区総務課

発行年月：平成21年3月

担当部署：瀬谷区総務部総務課

〒246-0021

横浜市瀬谷区二ツ橋町190

TEL 045(367)5611

印刷：